

平成 20 年度 政策レビュー結果（評価書）

まちづくりに関する総合的な支援措置

平成 21 年 3 月

国 土 交 通 省

(評価書の要旨)

テーマ名	まちづくりに関する総合的な支援措置	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局、道路局、住宅局 とりまとめ 都市・地域整備局まちづくり推進課 (課長 佐々木 晶二)
評価の目的、必要性	<ul style="list-style-type: none"> 「稚内から石垣まで」を合言葉に国を挙げて取り組んできた「全国都市再生」を一層推進するため、まちづくり交付金は「まちづくりに関する総合的な支援措置」として平成16年度に創設され、平成20年度までに全国延べ1,518地区で活用されている。 まちづくり交付金は、事業期間を概ね3～5年程度としているが、平成20年度においては、制度が創設された平成16年度開始地区の大部分を占める事業期間が5年間の地区が交付終了年度を迎えて、事後評価を実施している。 このような、個々の地区における事後評価等を踏まえ、まちづくり交付金制度そのものについて、評価・検証・改善等が必要である。 		
対象政策	まちづくり交付金		
政策の目的	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした「個性あふれるまちづくり」を実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。		
評価の視点	<p>評価にあたっては、まちづくり交付金ならではの特徴に着目して次の3つの視点から、まちづくり交付金の成果を検証する。</p> <p>(政策評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の事業を組み合わせた集中投資による相乗効果 提案事業等の幅広い事業を活用した創意工夫を活かしたまちづくりの推進 事業間の流用が可能であることや計画全体の一括採択等の運用面での使い勝手の向上 具体的な検証項目としては、まちづくり交付金の「多様性」、「効率性・効果性」、「創造性・主体性」、「運用性」、「透明性」の5項目である。 <p>(検証事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり交付金が、多様な課題に対応した都市再生の推進に寄与しているか。(多様性) まちづくり交付金により、総合的なまちづくりが集中的、効率的に実現されたか。(効率性・効果性) まちづくり交付金により、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められているか。(創造性・主体性) まちづくり交付金が、市町村にとって使いやすいまちづくりツールとなっているか。(運用性) 行政、民間との連携・協働が図られているか。(透明性) 		
評価手法	<p>まちづくり交付金を活用し、総合的なまちづくりが全国でどのように進められ、どのような成果をあげることができたのかを、定量的、定性的に分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市再生整備計画の基礎的な分析…延べ実施地区1,518地区の都市再生整備計画を用いて、多様な都市再生の課題に対応できる制度であること等を、計画の目標や事業等のデータから整理・分析する。 ○ 事後評価結果を用いた分析…平成20年度までに事業完了する426地区の事後評価結果を用いて、都市再生の実績を分析する。 ○ 市町村アンケートを用いた分析…まちづくり交付金の活用市町村や未活用市町村 		

	<p>へのアンケート調査により、制度の使い勝手等、制度の有効性を分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モデル地区によるケーススタディ…実際の活用事例から、まちづくり交付金の特徴を活かしたまちづくりが実施されているか検証する。また、まちづくりに苦戦した事例についても、その原因を検証する。さらに、NPO等からもまちづくり交付金を活用したまちづくりの効果等についてヒアリングを行い、評価に反映させる。 <p>第三者の知見の活用…まちづくり交付金政策評価検討員会において意見を聴取。</p>
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり交付金は、様々なまちづくりの課題に対応した都市再生に活用でき、地域の実情に応じた総合的なまちづくりを推進することが可能な制度である。 ・ また、都市再生整備計画による一括採択や提案事業のように、まちづくり交付金ならではの使いやすさもあり、今後もまちづくり交付金を活用したいとする市町村のニーズも高い。 ・ 一方、地区によっては目標を効果的に実現するための事業内容の確保が十分に図られていない、規模の小さな市町村では財政面での理由等から活用割合が低いなど、まちづくり交付金の制度や活用に関して課題もある。
政策への反映の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のまちづくりをさらに効果的に進めるための改善…まちづくり交付金の活用によるまちづくりをさらに効果的に進めるために、まちづくりに取り組む市町村への優良事例の紹介等の情報提供・支援の強化を図るとともに、より一層住民との協働を促進していくことが必要。 ○ まちづくり交付金を活用していない市町村への支援の強化…まちづくり交付金をこれまで活用していない中小市町村が、地域の課題に対応したまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、財政面における支援や、総合的なまちづくりに関する情報提供や研修の充実等まちづくりのノウハウに関する支援の強化を図ることが必要。 ○ まちづくり交付金の政策ニーズに応じた活用…中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり、公共交通と連携したまちづくり、少子高齢化対策等、重点的に推進すべき分野におけるまちづくり交付金の活用がより一層促進されるよう制度の充実を図ることが必要。
第三者の知見活用	<p>学識経験者等からなる委員会において意見を聴取。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称「まちづくり交付金政策評価検討委員会」 ○委員構成 <ul style="list-style-type: none"> 黒川和美 法政大学 経済学部 教授 (座長) 岸井隆幸 日本大学 理工学部 土木工学科 教授 山内弘隆 一橋大学 大学院商学研究科 教授 中井検裕 東京工業大学 大学院社会理工学研究科 教授 浅田義久 日本大学 経済学部 教授 西野 仁 国土交通省国土技術政策総合研究所 都市施設研究室長 ○開催趣旨 <ul style="list-style-type: none"> 定量的・定性的な面からの分析等によるまちづくり交付金の政策評価を検討。 <p>また、評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事録及び配布資料は国土交通省ホームページに掲載）。</p>
実施時期	平成19年度～平成20年度

目 次

第1章 評価の目的、視点等	1
1.1 政策レビューとは	1
1.2 評価の目的、必要性	2
1.3 評価の対象・対象政策の目的	3
1.4 評価の視点・手法	3
1.5 実施体制	5
第2章 まちづくり交付金の概要	6
2.1 まちづくり交付金の創設経緯	6
2.2 まちづくり交付金の概要	7
2.3 まちづくり交付金の事業評価制度	9
第3章 まちづくり交付金の評価	12
3.1 多様な課題に対応した都市再生の推進に寄与しているか	13
3.2 総合的なまちづくりが集中的、効率的に実現されたか	21
3.3 地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められているか	31
3.4 市町村にとって使いやすいまちづくりツールとなっているか	37
3.5 行政、民間との連携・協働が図られているか	42
3.6 評価のまとめ	47
第4章 まちづくり交付金制度の今後の方向性	55
4.1 地域のまちづくりをさらに効果的に進めるための改善	55
4.2 まちづくり交付金を活用していない市町村への支援の強化	56
4.3 まちづくり交付金の社会的ニーズに応じた分野への活用	56

第1章 評価の目的、視点等

1.1 政策レビューとは

政策レビュー（プログラム評価）とは、国土交通省が行う政策評価の方式の一つである。「国土交通省政策評価基本計画」（省議決定）に基づき実施するもので、実施中の施策等が目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見するものである。

政策レビューの実施テーマとしては、国土交通省の政策課題として重要なものの、国民からの評価に対するニーズが特に高いもの、他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの、社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの等について選定し実施するものである。

「まちづくりに関する総合的な支援措置」については、平成20年度の政策レビュー実施テーマとして「国土交通省政策評価基本計画」に位置づけられている。

1.2 政策レビューの目的・必要性

『稚内から石垣まで』を合言葉に国を挙げて取り組んできた「全国都市再生」を一層推進するため、まちづくり交付金は、「まちづくりに関する総合的な支援措置」として平成16年度に創設され、平成20年度までに全国延べ1,518地区で活用されている。(平成20年度現在：事業実施中1,428地区、事業完了済90地区)

まちづくり交付金は、事業期間を概ね3～5年程度としているが、平成20年度においては、制度が創設された平成16年度採択地区の大部分を占める事業期間5年間の地区が交付終了年度を迎え、事後評価を実施しているところである。また、平成19年度までの事業完了地区（事業期間が3～4年間の地区）においては、順次、まちづくりの効果が発現しているところである。

このように、個々の地区においては、PDCAサイクルの考え方に基づき事後評価が実施されているが、まちづくり交付金制度そのものについて、制度創設5年目を機会に、制度としての有効性の評価・検証、改善等が必要である。【表1.2.1】

■表1.2.1 まちづくり交付金の政策評価の位置づけ

個々の地区における まちづくり交付金のPDCA		まちづくり交付金そのものの PDCA
Plan	都市再生整備計画の作成・事前評価の実施	都市再生の推進に資するまちづくり交付金制度の構築【平成16年度】
Do	事業の実施	まちづくり交付金の交付【平成16年度～】
Check	事後評価の実施	まちづくり交付金の政策レビュー(政策評価)【平成20年度】
Act	今後のまちづくり方策・改善策の実施	必要に応じて制度や運用等の改善【平成21年度～】

1.3 評価の対象・対象政策の目的

本政策レビューの対象は、まちづくり交付金である。

まちづくり交付金は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした「個性あふれるまちづくり」を実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として創設された制度である。

本政策レビューでは、平成16年度から平成20年度までにまちづくり交付金を活用した全国延べ1,518地区の実績を踏まえ、まちづくり交付金制度について評価を実施する。

1.4 評価の視点・手法

(1) 政策評価の視点

まちづくり交付金ならではの特徴に着目して、次の3つの視点からまちづくり交付金の成果を検証する。

具体的な検証項目としては、まちづくり交付金の「多様性」、「効率性・効果性」、「創造性・主体性」、「運用性」、「透明性」の5項目である。

(評価の視点)

- ① 複数の事業を組み合わせた集中投資による相乗効果
- ② 提案事業等の幅広い事業を活用した創意工夫を活かしたまちづくりの推進
- ③ 事業間の流用が可能であることや計画全体の一括採択等の運用面での使い勝手の向上



(具体的な検証事項)

- ① 「多様性」まちづくり交付金が、多様な課題に対応した都市再生の推進に寄与しているか
- ② 「効率性・効果性」まちづくり交付金により、総合的なまちづくりが集中的、効率的に実現されたか
- ③ 「創造性・主体性」まちづくり交付金により、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められているか
- ④ 「運用性」まちづくり交付金が、市町村にとって使いやすいまちづくりツールとなっているか
- ⑤ 「透明性」行政、民間との連携・協働が図られているか

■図1.4.1 政策評価の視点

(2) 政策評価の手法

まちづくり交付金を活用し、総合的なまちづくりが全国でどのように進められ、どのような成果をあげることができたのかを、定量的、定性的に分析を行う。

① 都市再生整備計画の基礎的な分析

……延べ 1,518 地区の都市再生整備計画を用いて、多様な都市再生の課題に対応できる制度であること等を、計画の目標や事業等のデータから整理・分析する。

② 事後評価結果を用いた分析

……平成 20 年度までに事業完了する 426 地区の事後評価結果を用いて、都市再生の実績を分析する。

③ 市町村アンケートを用いた分析

……まちづくり交付金の活用市町村や未活用市町村へのアンケート調査により、まちづくり交付金の使い勝手等、制度の有効性を分析する。

④ モデル地区によるケーススタディ

……実際の活用事例から、まちづくり交付金の特徴を活かしたまちづくりが実施されているか検証する。また、まちづくりに苦戦した事例についても、その原因を検証する。さらに、N P O 等からもまちづくり交付金を活用したまちづくりの効果等についてヒアリングを行い、評価に反映させる。



第三者の知見の活用

……まちづくり交付金政策評価検討委員会において意見を聴取する。

1.5 実施体制

まちづくり交付金に関する政策評価の実施方針から取りまとめを含む全般について、学識経験者等から構成される「まちづくり交付金政策評価検討委員会」において意見を聴取する。

①開催趣旨

定量的・定性的、両側面からの分析等による、まちづくり交付金の政策評価を検討する。

②委員構成

下表の名簿の通りである。

■表 1.5.1 まちづくり交付金政策評価検討委員会

学識委員
黒川 和美 法政大学 経済学部 教授 (座長)
岸井 隆幸 日本大学 理工学部 土木工学科 教授
山内 弘隆 一橋大学 大学院商学研究科 教授
中井 植裕 東京工業大学 大学院社会理工学研究科 教授
浅田 義久 日本大学 経済学部 教授
西野 仁 国土交通省 国土技術政策総合研究所 都市施設研究室長
まちづくり交付金関係各課等
河川局 河川環境課 流域治水室長
道路局 地方道・環境課 地域道路調整室長
住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室長
都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市総合事業推進室長
都市・地域整備局 市街地整備課 再開発事業対策官
都市・地域整備局 市街地整備課 企画専門官
都市・地域整備局 街路交通施設課 街路事業調整官
都市・地域整備局 公園緑地・景観課 公園緑地事業調整官
都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 町村下水道対策官
開催回数
平成 19 年度～平成 20 年度にかけて 6 回開催

第2章 まちづくり交付金の概要

2.1 まちづくり交付金の創設経緯

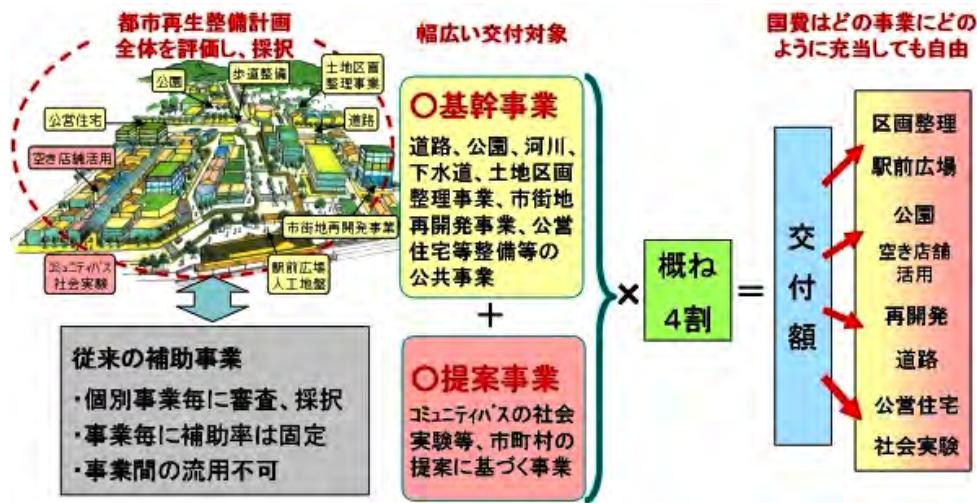
戦後の我が国のはまちづくりは、急速な経済成長と都市化の進展のなかで、道路、公園、下水道等の都市基盤の整備水準を向上させるための施設整備に全力を傾注し、大きな成果をあげてきた。現在、我が国はの都市では、人口の8割が生活し、経済活動の大部分が営まれているなど、都市の役割はますます重要になっている。しかし、まちなみや住宅、社会資本の質において、いわゆる20世紀の「負の遺産」を多く抱えているため、人々の生活・活動・交流を支えるためには都市の再生が必要となっている。一方、従来の急速な都市化を前提としたまちづくりは既に役割を終えており、これからのは安定・成熟した都市型社会のなかでは、人々の価値観や生活様式の多様化に対応した、本当の意味での快適さ、豊かさ、生きがいを感じられる、地域特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めていくことが求められている。

このような都市再生に対する取り組みの重要性が高まるなか、都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進するため、平成13年5月、内閣総理大臣を本部長とする都市再生本部が設置され、平成14年6月には民間事業者による都市再生を促進するため、時間と場所を限定した措置を講じることを目的とした「都市再生特別措置法」が施行された。

一方、全国の都市の再生を推進するため、地方の中小都市等においては地域の実情を熟知した市町村が中心となり、都市の再生に必要な事業を一体的に実施することが効果的である。このため、「全国」を対象にして、「身の回り」の生活の質の向上と「地域経済・社会」の活性化を図るために、平成15年11月の都市再生本部において、「全国都市再生～稚内から石垣まで～」が本部決定され、市町村の創意工夫が活かせる新たな支援制度としてまちづくり交付金が創設された。

2.2 まちづくり交付金の概要

まちづくり交付金は、個別の事業に対する支援制度ではなく、都市再生整備計画に対する支援制度であるため、都市再生整備計画に記載された内容の範囲内であれば、柔軟な事業執行が可能となっている。



■図 2.2.1 まちづくり交付金の概要

(1) 自主性・裁量性の向上

都市再生整備計画に基づき、国から示すメニュー（基幹事業）だけでなく、市町村の提案に基づく事業（提案事業）も対象に、年度ごとに交付金を地区単位で一括して交付する。

まちづくり交付金では、事業ごとに国費率が設定されていないため、市町村は自由な予算配分（都市再生整備計画に位置づけのある、どの事業にいくら国費を充当するか）が可能となっており、市町村の自主性・裁量性が高い制度である。

(2) 使い勝手の向上

まちづくりに必要な各種事業として、ハード事業からソフト事業まで多彩な事業を活用することができ、地域の実情に応じたまちづくりが可能である。

また、事業間の流用は自由であり、総額の国費が変わらない場合、変更交付申請手続きを実質的に不要とするなど手続きを簡素化するとともに、交付金の要望や交付申請等の窓口を一元化することにより、使い勝手の向上を図っている。

(3) ニューパブリックマネジメントの導入

都市再生整備計画に記載したまちづくりの目標・指標が交付期間中にどの程度達成されているかを中心とした事後評価を実施し、公表することで、市町村のまちづくりに有効に活用することが可能である。

■表 2.2.1 交付対象事業一覧

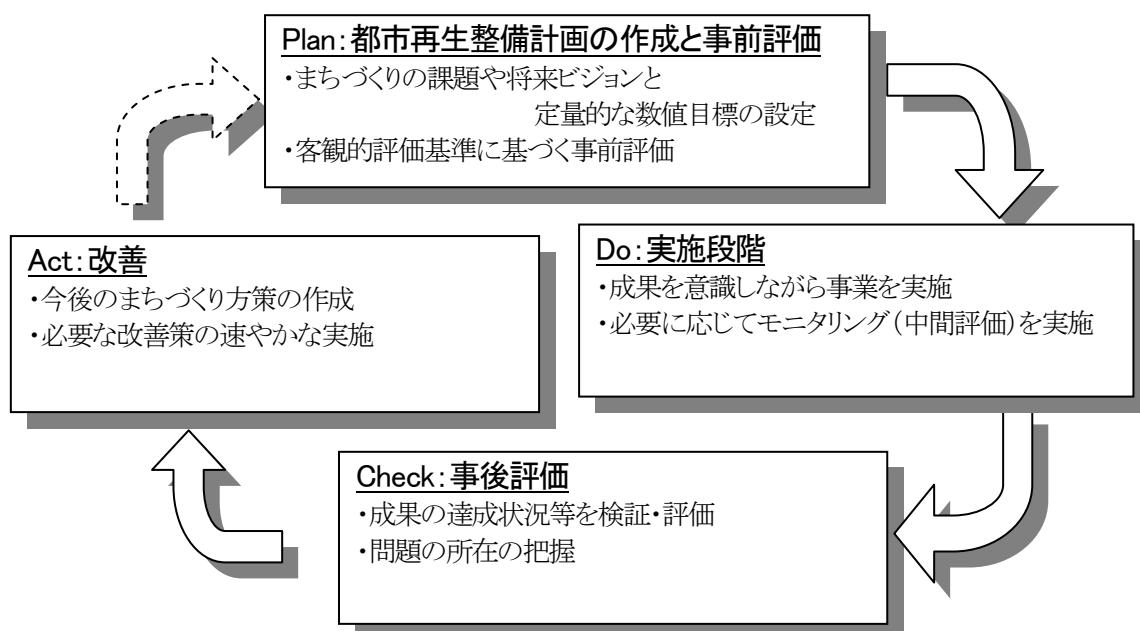
交付対象事業名		対象補助施設等
基幹事業	道路	
	公園	
	古都及び緑地保全事業	
	河川	
	下水道	
	駐車場有効利用システム	
	地域生活基盤施設	緑地、広場、駐車場(共同駐車場合む)、自転車駐車場、荷物共同集配施設、公開空地(屋内空間も含む)、情報板、地域防災施設
	高質空間形成施設	緑化施設等、電線類地地下埋設施設、電柱電線類移設、地域冷暖房施設、歩行支援施設・障害者誘導施設等
	高次都市施設	地域交流センター、観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代支援センター、複合交通センター、人工地盤等
	既存建造物活用事業	
	土地区画整理事業	
	市街地再開発事業	
	住宅街区整備事業	
	地区再開発事業	
	バリアフリー環境整備促進事業	
	優良建築物等整備事業	
	住宅市街地総合整備事業	
	街なみ環境整備事業	
	住宅地区改良事業等	
	都心共同住宅供給事業	
	公営住宅等整備	公営住宅、地域優良賃貸住宅
	都市再生住宅等整備	
	防災街区整備事業	
提案事業	事業活用調査	都市再生整備計画の対象となる地区における交付対象事業の活用等に関する調査等
	まちづくり活動推進事業	啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集・提供活動、社会実験等のまちづくり活動の推進に関する事業等
	地域創造支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等

まちづくり交付金は、まちづくりに必要な多様な事業が交付対象となっている。これらの交付対象事業の中には、従来から国土交通省が支援してきた施設の整備だけではなく、福祉や文化等の施策分野も含めた、まちづくりに必要な市町村の提案に基づく事業（提案事業）も含まれている。

2.3 まちづくり交付金の事業評価制度

まちづくり交付金では、市町村が事前にまちづくりの目標、目標を定量化する指標とその数値目標を設定し、事後評価において数値目標の達成状況等の確認と交付金事業の成果を踏まえた今後のまちづくり方策を作成するなど、ニューパブリックマネジメントの考え方に基づく評価手法を取り入れている。

具体的には、対象地区のまちづくりの課題や将来ビジョンを踏まえて、まちづくりの目標や数値目標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画の作成と客観的評価基準に基づく事前評価を実施（Plan）し、成果を意識しながら事業を実施（Do）する。交付終了年度に成果の達成度を評価（Check）するとともに、必要な改善点は速やかに改善（Act）を図り、次のまちづくりに経験を活かしていく一連のサイクルである。



■図 2.3.1 まちづくり交付金におけるPDCAサイクルの考え方

（1）事前評価

事前評価は、市町村が都市再生整備計画を国に提出するにあたり実施する。

①事前評価の実施主体

事前評価は、市町村が実施し、その結果を国に提出する。

②事前評価の実施時期

事前評価は、都市再生整備計画を国に提出する際に行う。

③事前評価の内容

事前評価に関する基準は、「まちづくり交付金の事前評価時における客観的評価基準」として明

示されている。市町村は、I. 計画が妥当であるか、II. 計画が効果的・効率的かどうか、III. 計画の実現可能性があるか、の観点から評価を行う。

市町村の評価結果の妥当性について第三者の確認を受ける必要はないが、国は市町村から提出された評価結果に基づき、まちづくり交付金の交付の判断を行う。

(2) 事後評価

事後評価は、交付期間の終了時に成果等を検証して、その後のまちづくりに活かすための作業と位置づけられる。

①事後評価の実施主体

事後評価は、市町村が実施し、その結果を国に報告する。

国は、市町村の評価結果に対して、必要に応じて助言を行う。

②事後評価の実施時期

事後評価は、まちづくり交付金の交付終了年度に行う。

交付終了年度の最終日を評価基準日として評価を実施する。

評価の時点で未確定の数値がある場合には、評価基準日における見込みの状況を推計して評価し、原則、交付期間が終了した翌年度に（翌年度に確定しない場合は、確定後すみやかに）確定の数値を求めるためにフォローアップを行う。

③事後評価の内容

事後評価は、まちづくりの目標の達成状況等を確認するとともに、今後のまちづくり方策を検討するもので、その基幹的部分は次の項目で構成される。

I. まちづくりの目標の達成状況等の確認

まちづくりの目標の達成状況及び実施過程の検証を行うもので、具体的な確認項目は、下表とおりである。

■表 2.3.1 まちづくりの目標の達成状況及び実施過程の検証

i) 成果の検証項目

- ① 都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無
- ② 都市再生整備計画に記載した事業の実施状況
- ③ 都市再生整備計画変更の理由・指標への影響
- ④ 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況
- ⑤ その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

ii) 実施過程の検証項目

- ① モニタリングの実施状況
- ② 住民参加プロセスの実施状況
- ③ 持続的なまちづくり体制の構築状況

II. 今後のまちづくり方策の検討

効果発現要因を整理して、今後（交付終了後）のまちづくり方策を検討する。また、現状のままでは数値指標の達成が見込まれない場合は、今後のまちづくり方策の一部として改善策を作成する。

なお、継続してまちづくり交付金による事業を行う地区では、今後のまちづくり方策は新しい都市再生整備計画に反映されることになる。

III. 評価結果のチェック

事後評価の合理性・客観性を担保するために、評価結果を住民に公表し、住民からの意見がある場合はそれを適切に反映するとともに、第三者により構成される「まちづくり交付金評価委員会」で事後評価全般にわたる評価作業の適切さの確認を受ける。

事後評価の結果を取りまとめ、国に報告することとし、国は必要に応じて助言を行う。

（3）モニタリング

モニタリングとは、事業期間中に、事業の進捗状況や成果の発現状況を把握して、その後の事業の進め方に資するために行う点検作業である。

モニタリングの実施は市町村の任意であるが、事業の円滑な執行管理、事業期間中の予期しない諸状況の変化等により、目標や事業の修正等が必要となることがあると考えられることから、モニタリングを実施することが望ましい。

①モニタリングの実施主体

モニタリングは、市町村が任意に実施する。

②モニタリングの実施時期

モニタリングは、事業期間中に任意に実施する。

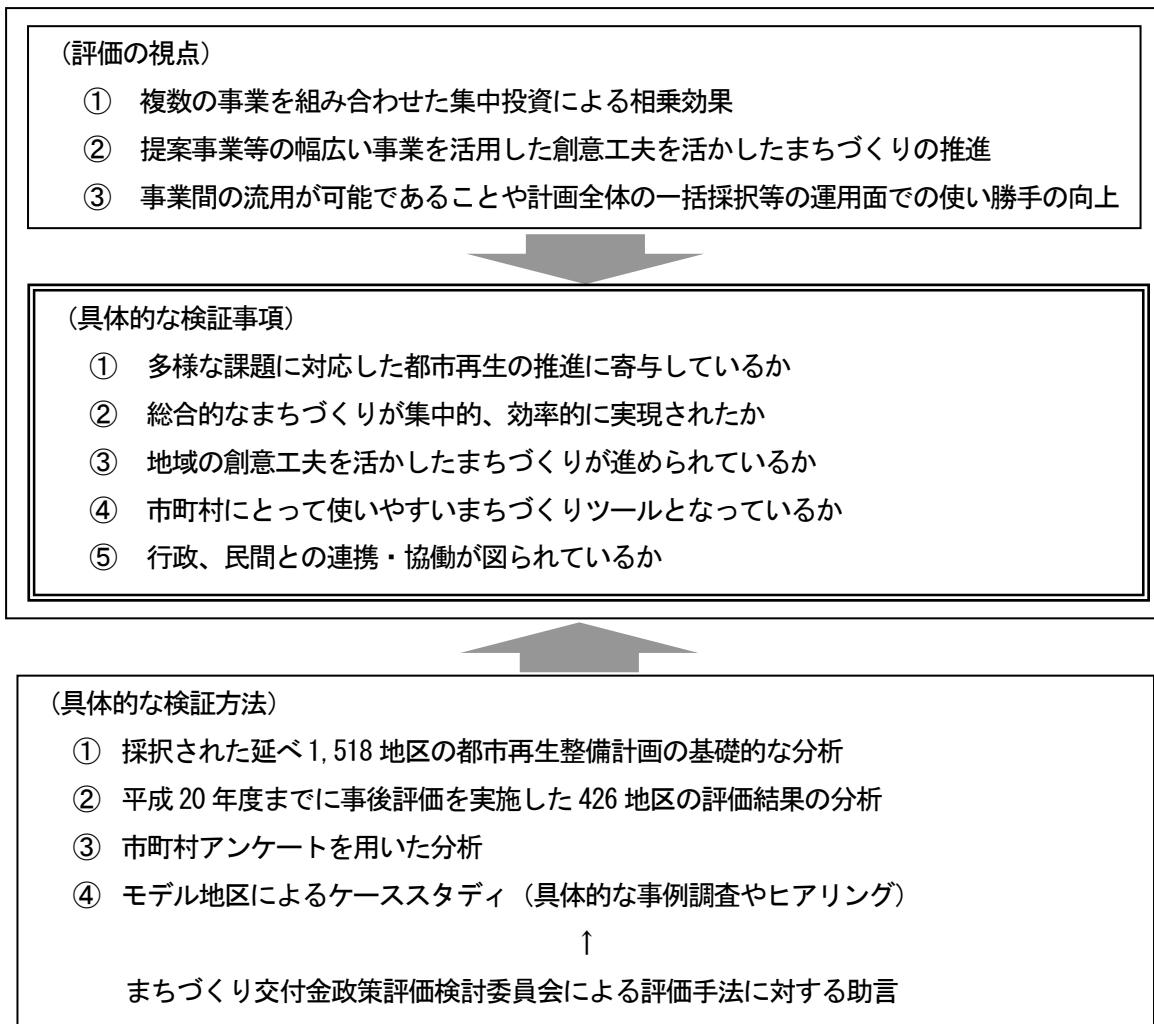
③モニタリングの内容

モニタリングは事後評価の内容に準じて、事業の実施状況、数値目標の達成状況等を確認するものであるが、地域の実情、事業の進捗状況、データ取得の難易度等に応じて、事後評価よりも評価項目を省略することができる。また、市町村独自に事業進捗管理体制を構築している場合等においては、モニタリングの方法と事後評価の方法が異なってもよい。

モニタリングにより評価の合理性、客観性を担保するために、住民等への公表や有識者の意見聴取等を行うことが望ましいと考えられる。また、モニタリング結果は、都市再生整備計画の変更を行う際の説明資料として活用することも考えられる。

第3章 まちづくり交付金の評価

下図に示す視点により、平成16年の制度創設から5年間の実績を踏まえ、まちづくり交付金制度について評価を行う。



■図3.0.1 まちづくり交付金の評価

3.1 多様な課題に対応した都市再生の推進に寄与しているか

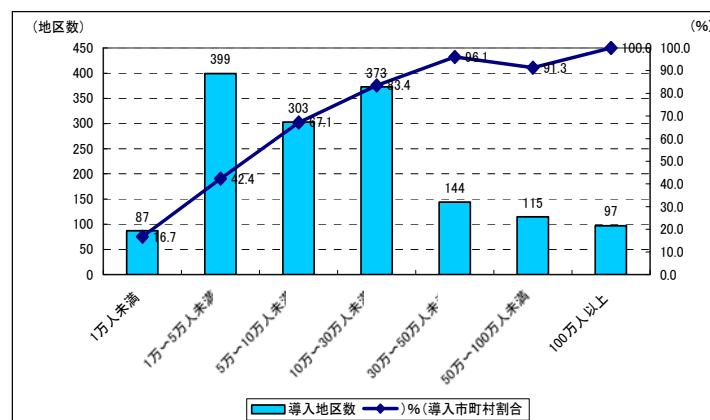
(1) 多様な活用市町村

- ・まちづくり交付金は、全国 836 市町村、延べ 1,518 地区で活用されている。
- ・人口規模が大きい市町村ほど活用割合が高く、小さい市町村での活用割合は低い。

- まちづくり交付金は、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間に延べ 1,518 地区で活用されている。活用している市町村（東京 23 特別区を含む、以下同じ）は、平成 20 年 11 月 1 日現在、全国 1,805 市町村中、836 市町村（46%）である。【図 3.1.3、表 3.1.1】
- 人口規模が大きい市町村ほど実施割合が高く、小さい市町村では実施割合は低い。また、人口規模が大きくなるにつれ、地区あたりの事業費が高くなっていることから、身の丈に応じてまちづくり交付金が活用されている。【図 3.1.1～3.1.2】

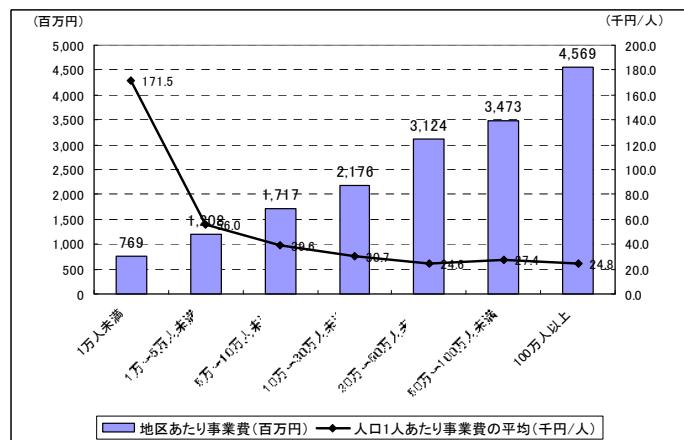
『課題』

- 人口規模が小さい市町村においてもまちづくりのニーズがあると考えられることから、まちづくりに意欲的な中小市町村に対するより一層の活用促進を図る必要がある。



出典) 都市再生整備計画の基礎的分析

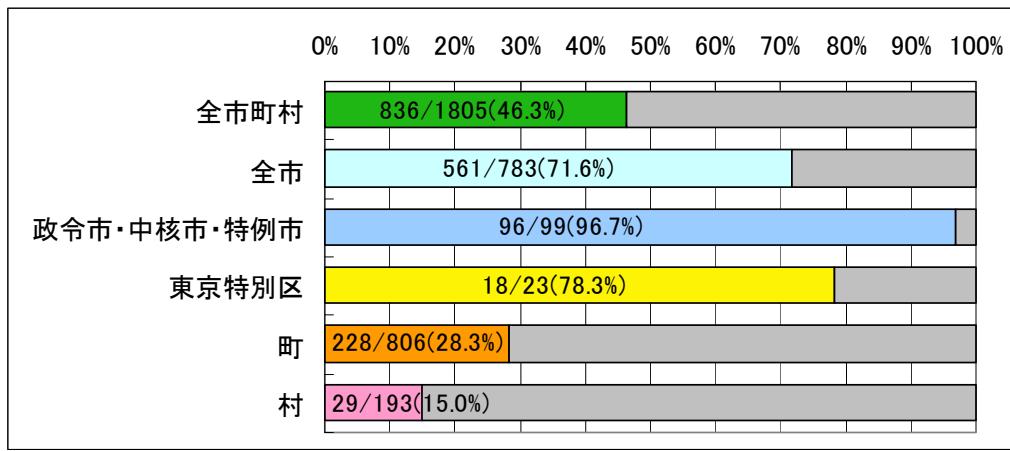
■図 3.1.1 都市規模別の地区数、導入市町村割合



注) 同一市町村内に複数地区がある場合には事業費を合算した。

出典) 都市再生整備計画の基礎的分析

■図 3.1.2 都市規模別の1地区あたり人口1人あたり事業費



出典)都市再生整備計画の基礎的分析

■図 3.1.3 まちづくり交付金の活用市町村数の割合

■表 3.1.1 都市規模別のまちづくり交付金の活用市町村数、活用地区数

人口規模	市町村数	活用市町村	未活用市町村	活用地区数
1万人未満	484	81 (16.7%)	403 (83.3%)	87
1万～5万人未満	760	322 (42.4%)	438 (57.6%)	399
5万～10万人未満	277	186 (67.1%)	91 (32.9%)	303
10万～30万人未満	199	166 (83.4%)	33 (16.6%)	373
30万～50万人未満	51	49 (96.1%)	2 (3.9%)	144
50万～100万人未満	23	21 (91.3%)	2 (8.7%)	115
100万人以上	11	11(100.0%)	0 (0%)	97
合計	1,805	836 (46.3%)	969 (53.7%)	1,518

注) 平成 20 年 11 月 1 日現在 1,782 市町村 (東京特別区を含まない: 総務省ホームページ) に東京特別区を合算し、全国 1,805 市区町村としている。

出典)都市再生整備計画の基礎的分析

(2) 多様な目標

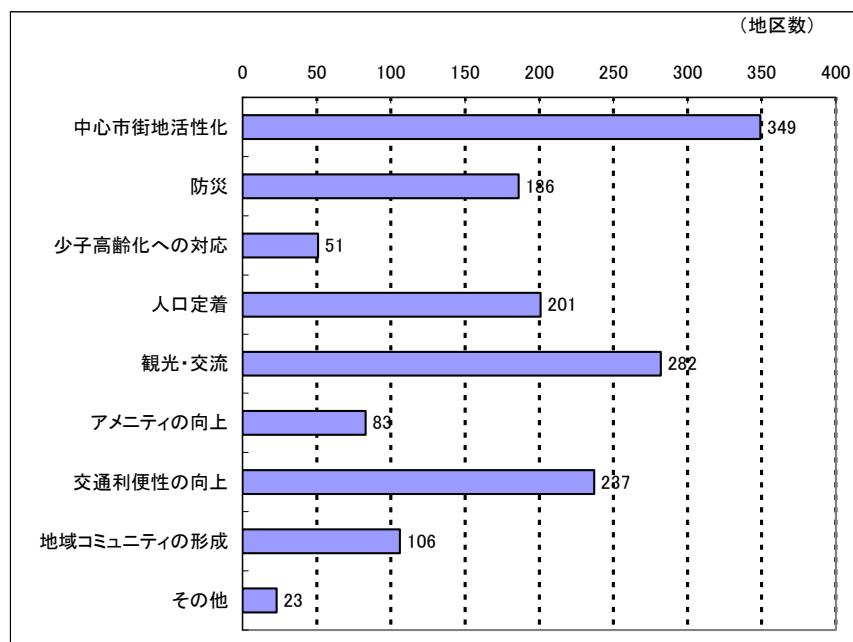
①目標類型の多様性

- ・まちづくり交付金により、中心市街地活性化等、様々な課題に応じたまちづくりが実施されている。
- ・少子高齢化、環境等の社会的ニーズに対応した目標で活用している地区数が比較的少ない。

- まちづくり交付金により、「中心市街地活性化」等、様々な課題に応じたまちづくりが実施されている。【図 3.1.4】
- 事業主体である市町村も、まちづくり交付金は多様な課題に応じて活用できる制度であると評価している。【図 3.1.5】
- 人口規模が小さい市町村では「観光交流」や「人口定着」を、人口が大きい市町村では「交通利便の向上」や「アメニティの向上」(歴史・文化・景観を活かした質の高いまちづくり)を目標として活用する傾向が高い。中間的な人口規模の市町村では、目標設定に特徴的な傾向は見られない。【表 3.1.2】
- 「少子高齢化」や「環境」、「アメニティの向上」等の社会的ニーズに対応した目標で活用している地区数が比較的少ない。【図 3.1.4】

《課題》

- 少子高齢化、環境、歴史・文化・景観を活かした質の高いまちづくり等については、持続的なまちづくりを進める上で重要な視点であり、このような社会的ニーズに対応した課題へのより一層の活用促進が必要である。



出典) 都市再生整備計画の基礎的分析

■図 3.1.4 目標類型別の地区数

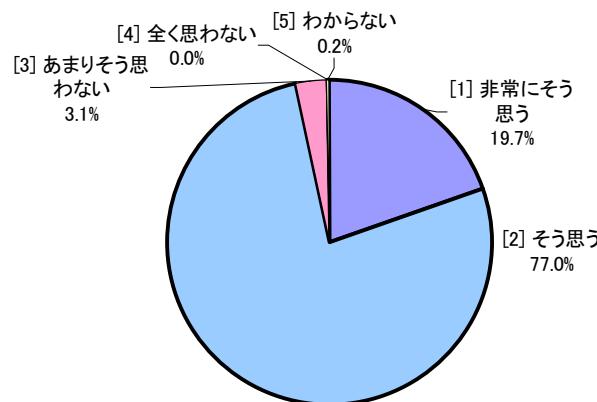
■表 3.1.2 都市規模別の目標類型の割合

凡例	平均に対して、125%超
単位：%	平均に対して、75%未満

目標		中心市街地活性化	防災	少子高齢化への対応	人口定着	観光・交流	アニメティの向上	交通利便性の向上	地域コミュニティの形成	その他	
都市人口類型	平均	100	23.0	12.3	3.4	13.2	18.6	5.5	15.6	7.0	1.5
1万人未満	100	16.1	17.2	3.4	17.2	35.6	1.1	4.6	4.6	0.0	
1万人以上5万人未満	100	24.6	10.3	3.0	15.5	25.6	4.0	10.5	6.0	0.5	
5万人以上10万人未満	100	27.4	9.6	2.0	12.2	20.1	4.3	15.2	7.6	1.7	
10万人以上30万人未満	100	23.9	12.3	3.5	13.9	13.4	5.1	18.8	7.0	2.1	
30万人以上50万人未満	100	22.2	17.4	5.6	11.8	8.3	7.6	16.7	9.0	1.4	
50万人以上100万人未満	100	18.3	14.8	4.3	9.6	13.9	7.8	22.6	5.2	3.5	
100万人以上	100	12.4	13.4	4.1	7.2	10.3	14.4	25.8	10.3	2.1	

出典) 都市再生整備計画の基礎的分析

一般に、まちづくり交付金は、市町村における様々なまちづくりの課題に対して活用できる制度であると思いますか？(1つだけ選択)



出典) 完了地区に対する市町村アンケート結果

■図 3.1.5 多様な課題に対する活用性に関する評価

②目標を定量化する指標の多様性

- 1,518 地区において延べ 4,688 指標が設定されており、多様な目標に対応した指標が設定されている。

- 1 地区あたり 3.1 指標が位置づけられている。
- 目標類型ごとに見ると、防災では「市街地安全性・防災性」指標、人口定着では「人口」指標、観光・交流では「観光入込客数」指標、交通利便性の向上では「駅乗降客数」指標というように、目標を適切に表現する指標が多く使われている。【表 3.1.3】

■表 3.1.3 目標別・指標類型別の指標割合

指標類型	地区数 1,518	月例 単位: %									
		中心市街地活性化	防災	少子高齢化への対応	人口定着	観光・交流	アメニティの向上	交通利便性の向上	地域コミュニティの形成	その他	
指標数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
人口(年齢階級別、転出入人口等を含む)	447	29.4	28.4	23.7	31.4	75.1	11.0	19.3	29.5	15.1	17.4
世帯数(世帯主年齢階級別等を含む)	46	3.0	1.4	4.8	9.8	8.5	1.4	1.2	0.4	2.8	4.3
新規住宅着工数、住宅戸数等 観光入込客数(地区、地区内観光名所、地区内施設等)	59	3.9	2.3	3.8	3.9	12.9	0.7	3.6	3.4	2.8	
来街者数(地区、地区内商店街等)	421	27.7	30.7	9.1	9.8	12.4	72.7	20.5	12.2	13.2	8.7
宿泊客数	140	9.2	19.8	2.2	5.9	6.0	10.6	6.0	5.5	1.9	8.7
自動車交通量	59	3.9	3.7	4.3	3.9	2.0	4.3		8.0	0.9	
自転車交通量	35	2.3	4.0		3.9	1.0	1.4	2.4	3.4	2.8	
歩行者交通量	258	17.0	38.4	3.8	7.8	4.5	14.9	21.7	12.2	12.3	8.7
違法駐車、路上駐車台数	17	1.1	1.1	1.1			0.7	1.2	1.7	1.9	8.7
放置自転車台数	46	3.0	3.2	1.6	5.9	1.0	1.1	1.2	8.0	2.8	4.3
渋滞延長、渋滞長	18	1.2	0.3	0.5		1.5	0.7		4.6		
交通所要時間	106	7.0	4.0	6.5	3.9	4.5	3.5	6.0	20.3	5.7	
駅乗降客数、乗客数(鉄道、電停)	266	17.5	20.1	4.3	9.8	10.4	15.2	18.1	40.5	4.7	13.0
路線バス、コミュニティバス利用者等	49	3.2	4.9		2.0	1.5	4.3	2.4	4.6	2.8	
交通事故の発生件数(地区内)	49	3.2	2.9	4.8	7.8	1.5	2.1	1.2	4.2	3.8	8.7
小売販売額、商業販売額	58	3.8	8.6	0.5		0.0	6.7	2.4	1.7		8.7
商業従業者数	15	1.0	1.4	0.5		0.0	1.4	0.0	1.7		4.3
来店者数	27	1.8	4.6	0.5		1.5	1.8	0.0	0.8		
店舗数、空き店舗数	93	6.1	15.2	2.2		5.5	4.6	6.0	2.5		4.3
地域交流施設(交流センター、公民館等)の利用者数、回数等	239	15.7	20.1	7.0	15.7	10.9	17.7	10.8	9.7	39.6	8.7
公共施設(公園、広場等)の利用者数、回数等	153	10.1	9.2	5.4	25.5	13.4	8.9	13.3	5.9	17.0	13.0
その他の公益施設(医療・福祉施設、文化施設、子育て支援施設等)の利用者数、回数等	132	8.7	10.6	5.4	19.6	4.0	9.9	9.6	8.0	7.5	17.4
道路、歩道の整備状況(面積率、延長等)	148	9.7	6.0	15.6	19.6	11.4	2.8	7.2	13.5	11.3	30.4
公園、広場、緑地等の整備状況(人口当たり面積、誘致面積)	112	7.4	2.0	13.4	5.9	15.9	1.8	12.0	6.8	11.3	8.7
市街地安全性・防災性(消防活動困難地域、狭隘道路率、避難圈域、避難面積等)	245	16.1	9.5	50.0	21.6	14.4	5.0	12.0	12.2	19.8	21.7
パリアフリー整備率	48	3.2	3.2	1.1	15.7	3.0	1.1	4.8	3.8	3.8	4.3
イベントの開催回数	100	6.6	8.3	2.7	2.0	3.5	10.3	8.4	5.9	7.5	
イベントの参加者数、集客数、参加団体数 まちづくりコミュニティ活動への参加者数、参加団体数	143	9.4	10.3	6.5	13.7	7.5	12.4	10.8	7.2	10.4	4.3
まちづくり・コミュニティ活動の開催回数	162	10.7	7.4	5.9	13.7	12.4	15.2	16.9	8.0	15.1	4.3
防災組織加入率・加入者数、防災活動参加率等	44	2.9	1.1	15.1		1.0	1.1	4.8	0.4	1.9	
地価		1	0.1							0.9	
アンケート調査	386	25.4	24.4	20.4	29.4	18.9	20.9	32.5	34.2	34.9	26.1
その他	407	26.8	25.5	37.1	21.6	30.8	20.9	33.7	20.3	29.2	43.5
指標数合計		4,688									

出典) 都市再生整備計画の基礎的分析

(3) 多様な成果

①指標の目標達成状況

- 市町村が実施した事後評価結果によると、目標値を達成した指標は 66%、目標値には達しなかったが一定の成果があった指標は 25%、成果が見られない指標は 9%であった。
- 完了地区のうち 93%の地区において目標値を達成した指標があり、まちづくり交付金の成果が確認された。

- 事業完了した 426 地区において、事後評価に用いられた指標は 1,955 指標ある。うち、都市再生整備計画に記載のあった「目標を定量化する指標」は 1,501 指標、事後評価時に新たに追加された「その他指標」は 454 指標である。
- 都市再生整備計画に記載のあった 1,501 指標については、目標値を達成した指標（達成度○）は 66%、目標値には達しなかったが一定の成果がある指標（達成度△）は 25%、成果が見られなかった指標（達成度×）は 9%となっている。（達成度○、△、×は事後評価シートに記載された数値目標の達成に関する市町村の自己評価である。）
- 事業完了 426 地区の 93%にあたる 396 地区において、達成された指標があり、まちづくり交付金の効果が確認された。
- 指標によって目標達成に差異があり、特に、商業販売額や宿泊客数など経済の影響を受ける指標で達成割合が比較的低い。【表 3.1.4】

■表 3.1.4 事後評価における指標と達成状況

凡例	○	数値目標達成	凡例	割合60%以上	黄色
△	従前値より改善		×	割合40%以上	緑色
×	成果が見られない				

注:○△×の評価は市町村による

注:その他は未計測及び事後評価時に追加した「その他指標」

指標 No	指標名	指標数	達成度別指標数				その他 指標	割合			
			○	△	×	小計		○	△	×	小計
全指標		1955	988	376	137	1501	454	65.8	25.0	9.1	100
1 人口(年齢階級別等を含む)		213	83	57	25	165	48	50.3	34.5	15.2	100
2 世帯数(年齢階級別等を含む)		20	7	2	0	9	11	77.8	22.2	0.0	100
3 新規住宅着工数、住宅戸数等		51	30	5	1	36	15	83.3	13.9	2.8	100
4 観光人込客数		130	69	32	10	111	19	62.2	28.8	9.0	100
5 来街者数		59	31	13	9	53	6	58.5	24.5	17.0	100
6 宿泊客数		13	4	7	0	11	2	36.4	63.6	0.0	100
7 自動車交通量		22	9	4	2	15	7	60.0	26.7	13.3	100
8 歩行者交通量		70	33	16	10	59	11	55.9	27.1	16.9	100
9 違法駐車(駐車場整備による解消を含む)		14	9	1	0	10	4	90.0	10.0	0.0	100
10 放置自転車(駐輪場整備による解消含む)		34	15	11	0	26	8	57.7	42.3	0.0	100
11 渋滞延長、渋滞長		12	6	1	0	7	5	85.7	14.3	0.0	100
12 交通所要時間		49	29	8	1	38	11	76.3	21.1	2.6	100
13 駐乗降客数、乗客数(鉄道、電停)		104	39	36	12	87	17	44.8	41.4	13.8	100
14 路線バス、コミュニティバス利用者等		22	9	3	2	14	8	64.3	21.4	14.3	100
15 交通事故の発生件数		16	10	2	1	13	3	76.9	15.4	7.7	100
16 小売販売額、商業販売額		37	12	12	6	30	7	40.0	40.0	20.0	100
17 商業従業者数(業務・工業従業者を含む)		18	5	5	1	11	7	45.5	45.5	9.1	100
18 来店者数		9	4	4	0	8	1	50.0	50.0	0.0	100
19 店舗数、空き店舗数(新規出店、商業以外の事業所も含む)		60	26	16	4	46	14	56.5	34.8	8.7	100
20 地域交流施設(交流センター、公民館等)の利用者数		54	38	5	5	48	6	79.2	10.4	10.4	100
21 公共施設(公園、広場等)の利用者数		53	39	5	5	49	4	79.6	10.2	10.2	100
22 その他の公益施設(医療・福祉施設、文化施設、子育て支援施設等)の利用者数		61	35	7	8	50	11	70.0	14.0	16.0	100
23 道路・歩道の整備状況(面積率、延長等)		54	30	10	1	41	13	73.2	24.4	2.4	100
24 公園、広場、緑地等の整備状況(人口当たり面積、誘致面積)											
24 人口当たり面積、誘致面積		48	25	11	2	38	10	65.8	28.9	5.3	100
25 市街地安全性・防災性(消防活動困難地域、狭隘道路率、避難圈域、避難面積)											
25 域、狭隘道路率、避難圈域、避難面積		137	96	16	0	112	25	85.7	14.3	0.0	100
26 バリアフリー整備率		31	23	3	0	26	5	88.5	11.5	0.0	100
27 イベントの開催回数		39	21	4	2	27	12	77.8	14.8	7.4	100
28 イベントの参加者数、集客数、参加団体数		49	22	7	3	32	17	68.8	21.9	9.4	100
29 まちづくり活動への参加者数、参加団体		91	48	9	7	64	27	75.0	14.1	10.9	100
30 まちづくり・コミュニティ活動の開催回数		31	25	2	1	28	3	89.3	7.1	3.6	100
31 防災組織加入者数、防災活動参加率等		21	10	1	4	15	6	66.7	6.7	26.7	100
32 地価		2	0	0	0	0	2	0.0	0.0	0.0	0
33 アンケート調査(満足度等)		258	115	48	10	173	85	66.5	27.7	5.8	100
34 その他(空き地解消、下水整備、景観整備等)		73	31	13	5	49	24	63.3	26.5	10.2	100

出典) 事後評価結果を用いた効果の分析

(参考) 目標値の高さと達成度の関係

- 目標値は都市再生整備計画において市町村が自ら設定するものであるから、目標値が従前値に対して低い水準であるから目標が容易に達成できる、逆に目標値が高い水準であるから目標が達成できない、という傾向があるのかどうか検証を行った。
- その結果、それぞれの指標において、目標値の高さ（目標値／従前値：目標値は従前値の何倍か）と指標の達成割合（○の割合）の関係を見ると明確な傾向は見られない。【表 3.1.5】

■表 3.1.5 目標値の高さ(目標値／従前値)別指標の達成割合(○の割合)

No	指標名	単位	1以上1.1未満		1.1以上1.2未満		1.2以上1.5未満		1.5以上2未満		2以上5未満		5以上	
			サンプル数	評価○の割合(%)	サンプル数	評価○の割合(%)	サンプル数	評価○の割合(%)	サンプル数	評価○の割合(%)	サンプル数	評価○の割合(%)	サンプル数	評価○の割合(%)
1	人口(年齢階級別等を含む)	人	58	56.9	17	47.1	23	43.5	18	50.0	11	45.5	2	100.0
4	観光入込客数	人/年	30	66.7	26	46.2	25	64.0	4	100.0	6	66.7	1	100.0
5	来街者数	人/年	6	66.7	5	40.0	7	85.7	2	0.0	5	80.0	3	100.0
	同上	人/日	5	40.0	3	66.7	7	14.3	0	0.0	1	100.0	0	0.0
9	歩行者交通量	人/日	10	60.0	8	50.0	13	53.8	8	75.0	3	33.3	2	100.0
14	駆乗降客数	人/年	13	46.2	4	25.0	3	33.3	2	0.0	0	0.0	0	0.0
	同上	人/日	24	66.7	17	29.4	10	10.0	3	33.3	2	100.0	0	#DIV/0!
21	地域交流施設(交流センター、公民館等)の利用者数	人/年	5	60.0	3	66.7	6	33.3	5	80.0	4	100.0	5	100.0
22	公共施設(公園、広場等)の利用者数	人/年	5	80.0	5	100.0	6	66.7	3	100.0	5	40.0	3	66.7
23	福祉施設、文化施設、子育て支援施設等の利用者数	人/年	4	50.0	7	85.7	8	50.0	5	100.0	3	33.3	3	100.0
30	まちづくり活動への参加者数、参加団体数	人	1	100.0	2	50.0	6	66.7	6	100.0	9	66.7	5	60.0
	同上	団体	0	0.0	2	100.0	1	100.0	3	100.0	3	100.0	2	100.0
34	アンケート調査(満足度等)不満除く	%	6	16.7	6	33.3	28	57.1	18	55.6	49	65.3	13	76.9

出典) 事後評価結果を用いた効果の分析

②多様なアウトカム（指標）の成果

- ・事後評価結果によると、人口が平均1.10倍、観光入込客数が平均1.12倍になるなど、様々な指標で従前値に対する評価値の伸びが確認できる。
- ・まちづくり活動の参加者数が2倍になるなど、住民等との協働によるまちづくりの促進にも貢献している。

- 完了地区の事後評価結果より、単位が同一で数値の積み上げ計算が可能な指標を収集し、その従前値（まちづくり交付金の実施前の値）と評価値（事後評価時に計測した値）を集計し平均を求めたところ、様々な指標で従前値に対する評価値の伸びが確認できる。【表3.1.6】

■表3.1.6 事後評価結果にみる主なアウトカム指標の成果(平成18~20年度完了地区)

指標名	単位	サンプル (地区数)	指標実数の平均値		伸び
			従前値	評価値	
人口	人	157	4,317	4,730	1.10倍
観光入込客数	人/年	110	765,748	856,269	1.12倍
来街者数	人/年	30	387,345	479,957	1.24倍
歩行者交通量	人/日	52	10,636	11,853	1.11倍
駅乗降客数	人/年	27	8,378,216	8,688,657	1.04倍
地域交流施設の利用者数	人/年	30	126,904	161,934	1.28倍
公園・広場の利用者数	人/年	29	88,134	106,634	1.21倍
まちづくり活動の参加者数	人	41	939	1,916	2.04倍
まちづくり等に関する満足度	%	165	35	55	1.57倍

注)集計ミス等のデータを除いて従前値、評価値の平均値をそれぞれ算出。

出典)事後評価結果を用いた効果の分析

3.2 総合的なまちづくりが集中的、効率的に実現されたか

(1) 事業の組合せによる相乗効果

- ・1地区あたりの事業の組合せは5.2事業となっており、基幹事業と提案事業とを効果的に組み合せて、総合的なまちづくりが行われている。
- ・完了地区の9割の地区で相乗効果が発揮されたと認識し、3割の地区で民間投資が誘発されたと感じている。
- ・目標を効果的に実現するための事業内容が必ずしも十分ではない等の事案も一部の地区で生じている。

- 1地区あたりの事業の組合せは、基幹事業3.4事業+提案事業1.8事業=合計5.2事業となっている。（この事業数は交付対象事業別に整理したものであり、箇所別、細分類別等より個々の事業に着目すればより多くの事業が位置づけられている）【表3.2.1】
- 基幹事業と提案事業の事業費割合は、全地区平均で83:17となっている。【図3.2.1～3.2.2】
- 目標類型別で見ると事業の組合せに特徴が見られる。「交通利便性の向上」では、「道路、公園等」の事業費割合が高い。「中心市街地活性化」や「観光・交流」では、「道路、公園等」と「地域生活基盤等」が同じ程度の事業費規模で活用されている。「人口定着」では「市街地整備関連」の事業費割合が高いのが特徴である。【図3.2.1～3.2.2】
- 「中心市街地活性化」、「少子高齢化への対応」、「観光交流」、「地域コミュニティの形成」において提案事業の活用割合が幾分高くなっている、ソフト事業等を含めた多様な取組みによるまちづくりが進められている。【図3.2.1～3.2.2】
- 市町村アンケート調査によると、完了地区の9割の地区が、まちづくり交付金により事業間の相乗効果が発揮されたと認識している。また、3割の地区が、まちづくり交付金を活用したことにより民間投資が誘発されたと感じている。【図3.2.3～3.2.4】

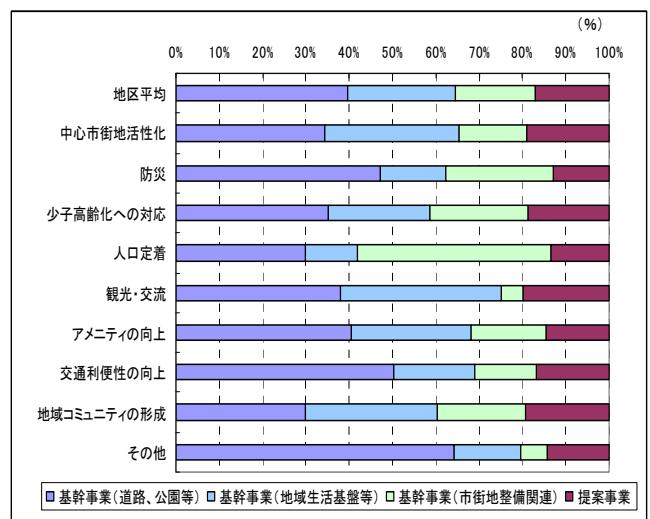
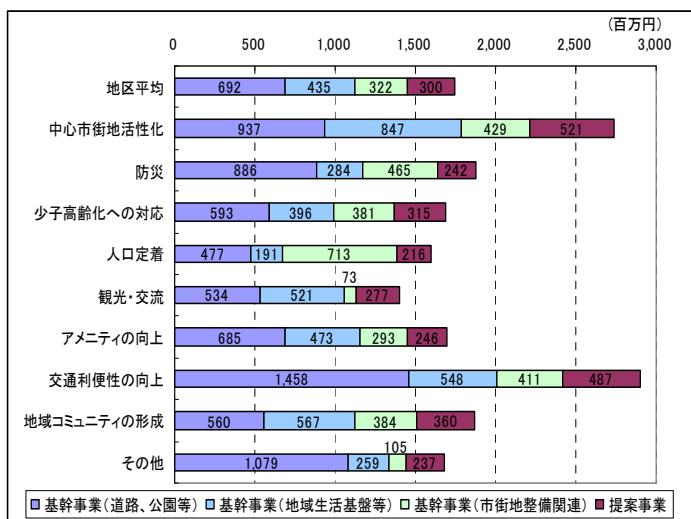
《課題》

- 目標を効果的に実現するための事業内容が必ずしも十分ではない等の事案も一部の地区で生じており、まちづくり交付金のより一層効果的な活用促進が望まれる。【事例】

■表 3.2.1 目標類型別の事業組合せ数

	全体	中心市街地活性化	防災	少子高齢化への対応	人口定着	観光・交流	アメニティの向上	交通利便性の向上	地域コミュニティの形成	その他
基幹事業	3.4	3.8	2.9	3.1	3.4	3.5	3.4	3.2	3.4	2.7
提案事業	1.8	2.0	1.6	1.8	1.6	1.9	1.9	1.7	1.7	1.7
合計	5.2	5.8	4.4	5.0	5.0	5.4	5.3	5.0	5.1	4.3

出典) 都市再生整備計画の基礎的分析



出典) 都市再生整備計画の基礎的分析

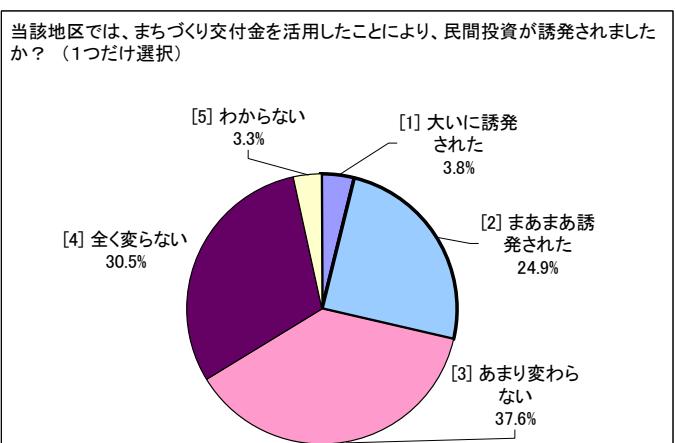
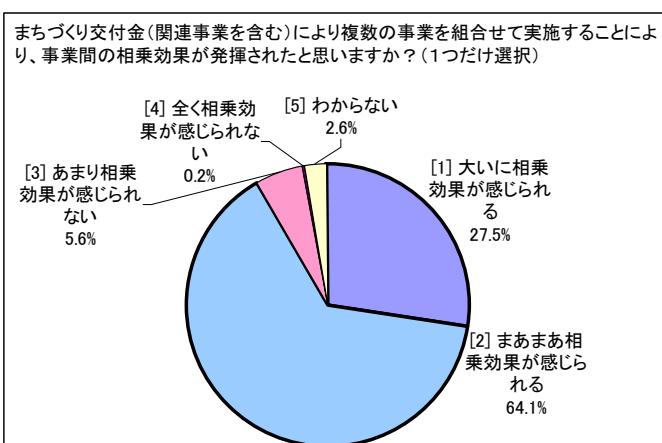
注) 基幹事業 (道路、公園等) : 道路、街路、公園、河川、下水道、駐車場有効利用システム

基幹事業 (地域生活基盤等) : 地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、既存建造物活用事業

基幹事業 (市街地整備関連) : 都市再生交通拠点整備事業、区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、地区再開発事業、他

■図 3.2.1 目標類型別の基幹事業・提案事業の平均事業費

■図 3.2.2 目標類型別の基幹事業・提案事業の事業費割合



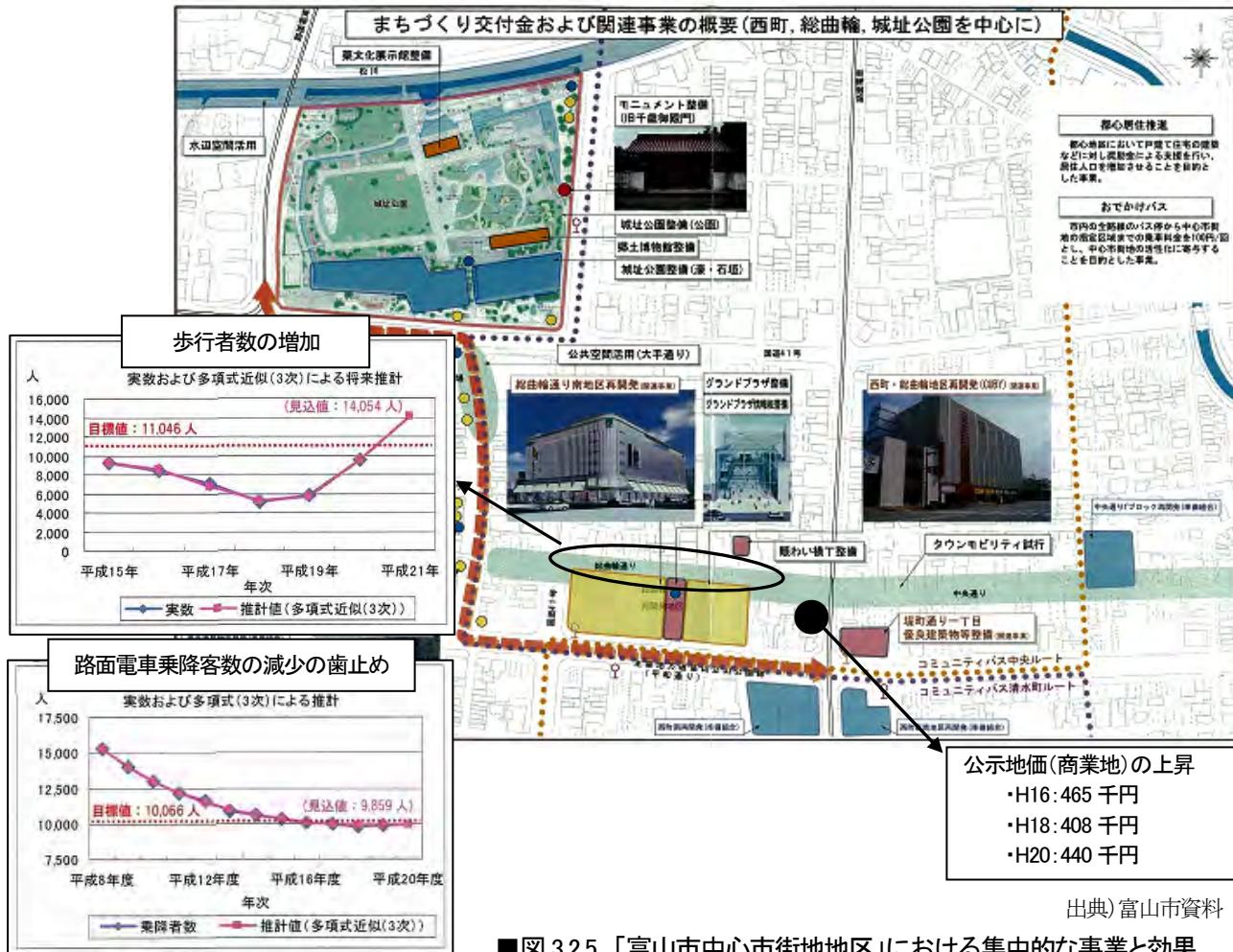
出典) 完了地区に対する市町村アンケート結果

■図 3.2.3 相乗効果に関する評価

■図 3.2.4 民間投資の誘発に関する評価

1 特定エリアへの集中投資による相乗効果の事例「富山市中心市街地地区」

- 「富山市中心市街地地区」（富山県富山市）では、①中心商店街への来街者の増加、②賑わいの維持・魅力の創出、③人口の定着化の3点が地区の課題であることから、交通利便性の改善及び賑わいの創出に関するソフト事業、市街地再開事業（関連事業）にあわせた広場整備、都心居住の推進を図る事業等を集中的に実施してきた。
- 特に、「総曲輪フェリオ」（市街地再開事業）の完成に合わせて「グランドプラザ」（広場）、「賑わい横丁」等の集客施設を、総曲輪地区という一定のエリア内に集中整備することで集客の相乗効果が生まれ、中心商店街の歩行者数が増加した。
- また、公共交通の利用増進策も市民の中心市街地を訪れる動機づけとなり、コミュニティバスの利用客が30%増、路面電車の乗降客数は減少傾向に歯止めがかかっている。
- さらに、総曲輪地区での地価上昇や、周辺での民間による市街地再開事業等の動きも見られる。



■ 図 3.2.5 「富山市中心市街地地区」における集中的な事業と効果

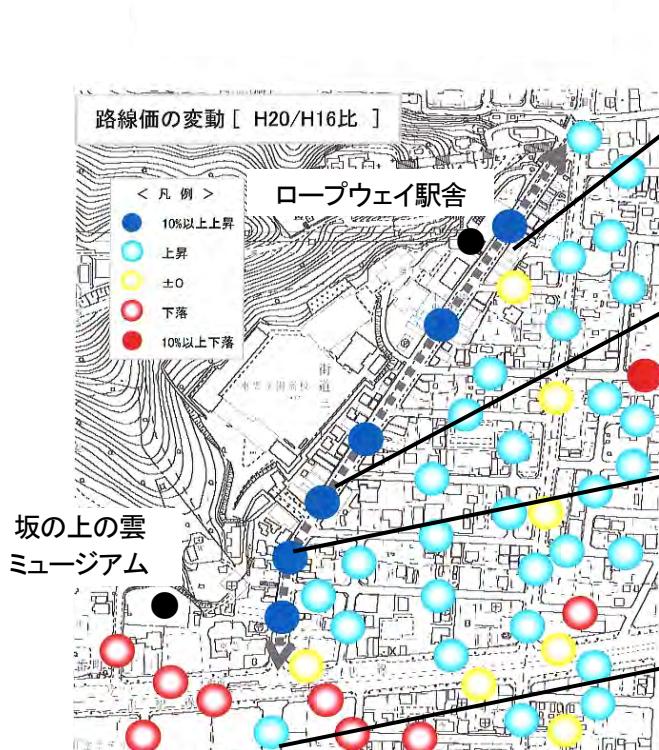
1 まちづくり効果の波及事例「松山中心地区」

- 松山市では、「坂の上の雲」フィールドミュージアム」というまちづくり構想をベースに、従来の観光資源のみではなく、地域に埋もれている歴史・文化資源を掘り起こし、ネットワーク化することによる回遊性の向上を目指して、「松山中心地区」においてまちづくり交付金を活用したまちづくりを実施している。
- 整備方針の1つに、松山城や道後温泉、小説『坂の上の雲』ゆかりの資源、地域文化等を案内発信することで、地域の魅力を増し、市内観光の滞留時間の増大を図ることを掲げており、交流拠点となる「坂の上の雲ミュージアム」の整備や松山城へ登城するロープウェイの東雲口駅舎の整備、その周辺整備となるロープウェイ通りの高質空間化、移動動線のバリアフリー化等が実施された。
- 特にロープウェイ通りについては、景観整備の完成により観光拠点の魅力とともに商店街としての魅力も向上し、飲食等の新規店舗も増え、市民・観光客の来街が促進された。また、ロープウェイ通りと隣接する中央商店街からの誘客も図られる相乗効果も創出している。こうした効果が路線価の上昇という形でも現われている。



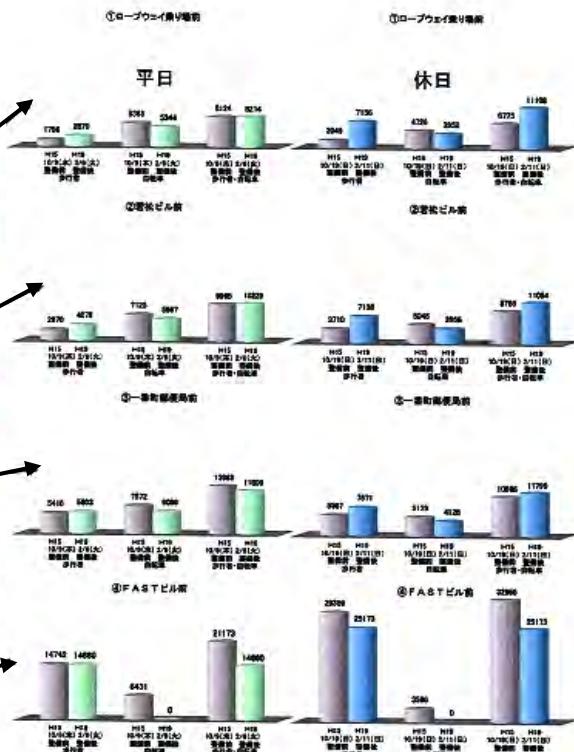
出典)「松山中心地区」事後評価シート

■写真 3.2.1 高質空間化したロープウェイ通り



出典)松山市資料

■図 3.2.6 ロープウェイ通りにおける路線価の状況



出典)松山市資料

■図 3.2.7 ロープウェイ通りにおける自転車・歩行者数の増加

① ハード整備の完成期においてソフト面で賑わい再生を図っている事例「小倉都心地区」 —

- 北九州市の小倉地区は、北九州市と周辺 200 万人都市の顔であることから、平成 2 年から中心部を流れる紫川河畔、勝山公園のオープンスペースを整備し、都心の楽しみ方を広げてきた。「小倉都心地区」では、こうしたハード整備の完成期において、歩きやすいネットワークづくりや景観等、都市の質を高めるハード事業を行う一方、都心に来ることを楽しむ感じてもらい、リピーターを増やすことを狙いとして、イベントや社会実験を地元の民間団体と協力しながら実施した。
- 当初はイベントを主催できる民間団体が少なかったので、市が独自に社会実験やイベント等を実施してきたが、今日では、まちづくり会社「北九州まちづくり応援団（株）」（地域の商業者が資金の母体）のイベントも増えている。同社には、日常的に様々な意見・要望が商業者から寄せられており、市としても間接的に商業者の要望を把握することができるようになった。
- アンケートで「地域が賑やかになった」とする回答が 73% を占めており、数年前に比べて住民の来街頻度が増加傾向にあるほか、市民参加による勝山公園「うえるちゃや花壇」の運営が行われる等、市民のまちづくりへの参加意識も向上している。



出典) 北九州市資料

■写真 3.2.2 イベントの模様

- なお、まちづくり交付金の活用にあたっては、府内の地区担当（都心・副都心開発室）が企画及びソフト事業の実施を担当し、他の事業課と連携してハード事業を推進している。地区担当がソフト事業を担当していることから機動的に事業を推進することができ、地域住民と密接に連携してまちづくりを動かすことができている。

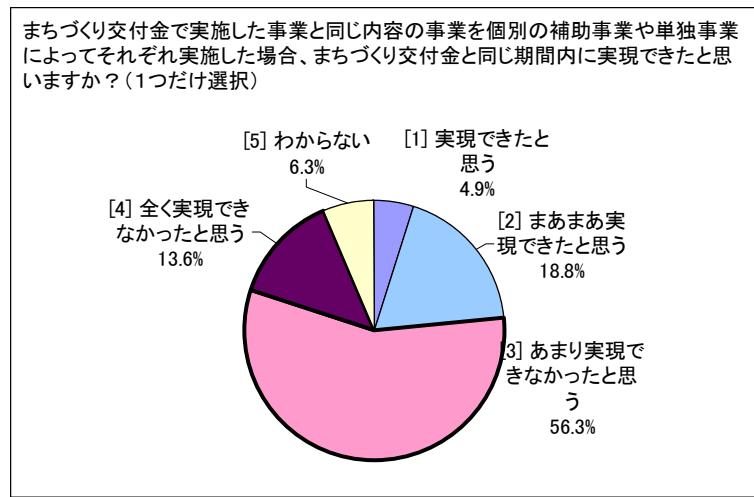
① 目標や事業内容が幾分総花的で、総合的なまちづくりとして課題が残る地区

- 「G地区」では、計画区域北部に位置する自然・歴史景観拠点において観光客や定住者の増加を図る一方で、計画区域の南部に位置する都心商業業務拠点を再生して街の賑わいを回復させ、一体的な都心コア集客ゾーンとして整備することを目的としている。
- 都市再生整備計画区域内において、まちの性格が異なる2つのエリアでそれぞれのまちづくりの目的に応じた事業が設定されているが、この周辺部においても様々な事業が位置づけられており、当該地区のまちづくりの目標が曖昧になっている。計画が幾分総花的になり、一定の区域における総合的なまちづくりにより相乗効果を発揮するという視点が欠けていたことから、まちづくりの目標を達成することができず、まちづくりの効果が十分に発揮されなかった。
- 一方、交流活動度という住民のまちづくり事業の成果を測る指標も設定されているが、指標の定義は市域全体を対象とした会議の参加者数であったことから、まちづくり交付金評価委員会でも適切な指標ではないと指摘を受けている。
- G地区では、事後評価において、今後のまちづくり方策として、観光交流活動やまち歩きによる交流活動を推進するため、計画区域全体で観光関連事業の進捗を図ったり、区域南部の都心商業業務拠点においても未着手の市街地再開発等の事業促進を図るなど核的な施設整備の実現や、長期的な視野での住民参加やイベント等の継続が必要であるとまとめおり、このような視点を都市再生整備計画の中核にすべて、集中投資すべきだったと思われる。

(2) 集中投資による効率性（まちづくりの加速）

・まちづくり交付金は、特定の地区において一括採択により事業を集中的に位置づけることができ、それによって、まちづくりを加速させ、また、事業実施のタイミングを合わせることで効果を発揮することができる。

- 完了地区の7割が、個別の補助事業や単独事業によって実施した場合には、まちづくり交付金と同じ期間内には実現できなかつたと認識している。【図3.2.8】



出典) 完了地区に対する市町村アンケート結果

■図3.2.8 集中投資に関する評価

1 複数の事業のタイミングをあわせて事業化したことにより効果をあげた事例「富山港線地区」

- 「富山港線地区」（富山県富山市）では、富山港線をライトレール化するに伴って、沿線地区的な生活基盤整備や岩瀬地区の歴史を活用したまちづくり事業を実施した。
- 当該地区は、平成16～20年度の5か年度間の事業であるが、ライトレールに関する踏切改善や駅前広場、駐輪場整備、岩瀬地区でのまちづくり事業、乗り継ぎフィーダーバス社会実験等については、平成18年4月末の開業にあわせて整備された。
- その結果、岩瀬地区については、ライトレール開業効果とも相まって、地区の観光入込客数は、従前値280千人/年→評価値337千人/年と約1.2倍になった。

■表 3.2.3 ライトレール開業に時期をあわせた事業

ライトレール開業前	ライトレール開業後
<p>沿線地区的な生活基盤整備、ライトレールへのアクセスを容易にするハード事業を中心に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路改善、踏切拡幅(道路) ・公園整備(公園) ・各電停に駐輪場整備(地域生活基盤施設) ・駅前広場整備(地域生活基盤施設) 等 	<p>ライトレールへの利用を促進するソフト事業を中心に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィーダーバス社会実験(提案事業) ・IC乗車カード利用拡大実験(提案事業) 等
<p>岩瀬地区の魅力を高める事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場(地域生活基盤施設) ・サイン整備(地域生活基盤施設) ・岩瀬まちづくり事業(調査)(提案事業) ・岩瀬まちづくり事業(無電柱化)(提案事業) 等 	<p>岩瀬地区の魅力を高める事業を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語案内板整備(地域生活基盤施設) 等

出典)富山港線地区「都市再生整備計画」より作成



■写真 3.2.3 踏切の拡幅(道路事業)



■写真 3.2.4 各電停に駐輪場整備(地域生活基盤施設)



■写真 3.2.5 駅前広場整備(地域生活基盤施設)と
フィーダーバス社会実験(提案事業)



■写真 3.2.6 岩瀬地区のまちづくり事業(提案事業)

出典)富山港線地区「事後評価シート」

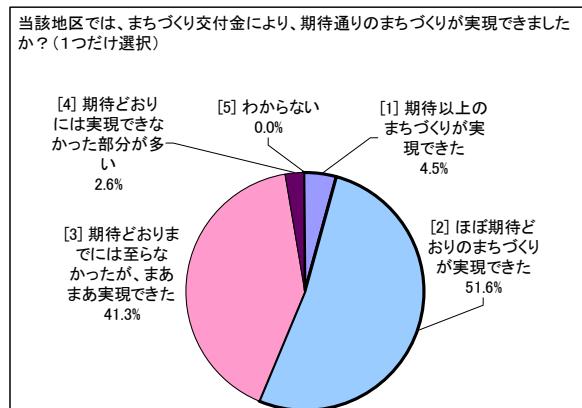
(3) まちづくりの成果と目標達成度

- 期待どおりのまちづくりが実施できた地区では、事後評価における指標の目標達成とほぼ相関しており、指標は概ね適切であると考えられる。
- ただし、一部の地区では目標を十分に表現する指標になっていないものがあったり、目標達成度が低くても期待通りのまちづくりが実現できた地区もあることから、指標について更なる適正化への取組みが必要である。

- 完了地区ごとに、都市再生整備計画に位置づけた指標について、目標達成度（○△×）を評点化し、市町村アンケートの回答との相関を見ると、まちづくりの成果があったと感じている地区は目標達成度の評点が高い。【表 3.2.4】(426 地区の 8割にあたる 344 地区において、評点が 6 点以上（達成度○がないと 6 点以上にならない）でかつ、アンケートにおいて「期待以上のまちづくりが実現できた」「ほぼ期待どおりのまちづくりが実現できた」「期待どおりまでには至らなかったが、まあまあ実現できた」と回答している)
- 一部の地区では、目標を十分に表現する指標となっていない例も見られる【事例】

《課題》

- 指標はまちづくりの目標を表現するものとして概ね適切であるが、一部の地区では、目標を十分に表現する指標ではないことがあることから、指標について更なる適正化への取組みが必要である。



出典) 完了地区に対する市町村アンケート

■図 3.2.9 期待通りのまちづくりができたかに関する評価

■表 3.2.4 目標達成度と期待どおりのまちづくりの実現の関係

目標達成度の評点	問18 期待通りのまちづくりが実現できましたか					計
	[1] 期待以上のまちづくりが実現できた	[2] ほぼ期待どおりのまちづくりが実現できた	[3] 期待どおりまでには至らなかつたが、まあまあ実現できた	[4] 期待どおりには実現できなかつた部分が多い	[5] わからない	
8以上	15	146	82	1	0	244
6以上8未満	3	45	53	6	0	107
0以上6未満	1	29	41	4	0	75
計	19	220	176	11	0	426

注)目標達成度は、○=10 点、△=5 点、×=0 点として、加重平均したもの。例えば、○・○・△の組み合わせの場合、 $(10+10+5)/3=8.3$ 点となる。なお、8 点以上の地区は 426 地区中 244 地区である。

① 目標と指標、事業との整合性が十分ではなく、目標が達成できなかつた事例

- 「I 地区」では、まちづくり交付金を活用して、地区内に点在する歴史資源をネットワーク化するための情報板、ポケットパーク等の整備を実施した。
- しかし、指標の1つとして設定した史跡公園の来訪者数は、都市再生整備計画の目標の達成のために実施した事業の効果を直接的に測定する指標となつていなかつたため、目標値を達成することができなかつた。

② 指標の目標値の設定がふさわしくない事例

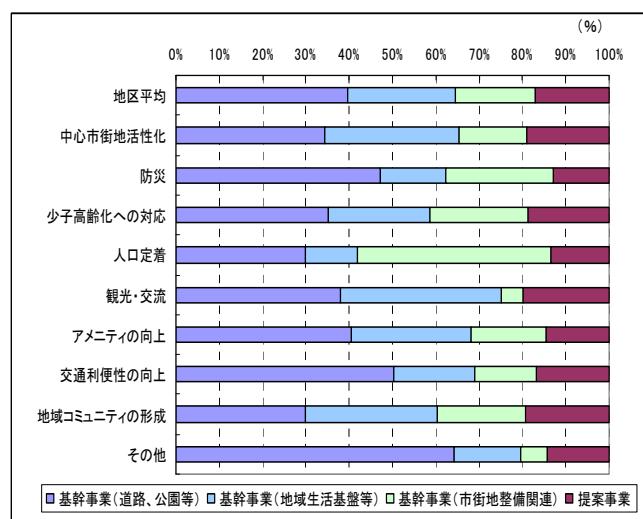
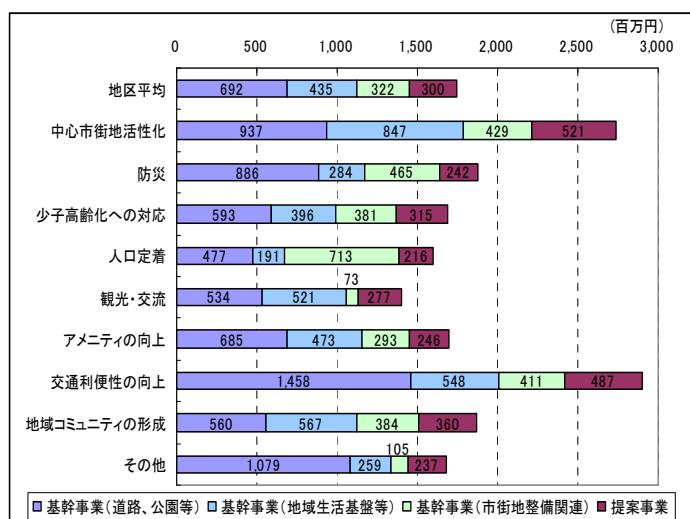
- 「F 地区」では、地域資源を活かした賑わいのあるまちづくりを目指し、土地区画整理事業、植栽整備等を実施した。
- 指標の1つとしてイベントの来場者数を設定する際、まちづくり交付金の活用を開始する以前のデータを基に目標値を設定したが、従前値とした値が特異年のデータであったために目標値が過大となつてしまつた。
- 都市再生整備計画の作成時に目標値を設定する際に、1時点だけの従前値ではなく、長期的な傾向を把握しておけば、特異年のデータを除外して適正な目標値を設定できたと思われる。

3.3 地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められているか

(1) 提案事業の活用

・様々な提案事業を活用して、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められている。

- 提案事業は、全事業費の2割程度を占めている。【図3.3.1～3.3.2】
- 「中心市街地活性化」、「少子高齢化への対応」、「観光交流」、「地域コミュニティの形成」において提案事業の活用割合が幾分高くなっている。【図3.2.1～3.2.2】
- 提案事業の具体的な事業類型で実施割合が高いのは、公共施設等の整備活用、計画策定・調査の実施、啓発・研修活動等となっている。【表3.3.2】



出典)図3.2.1及び図3.2.2を再掲

■図3.3.1 目標類型別の基幹事業・提案事業の平均事業費

■図3.3.2 目標類型別の基幹事業・提案事業の事業費割合

■表3.3.1 目標類型別の提案事業の実施割合

凡例		当該事業を活用している地区的割合が75%以上
単位:%		当該事業を活用している地区的割合が50%～75%
		当該事業を活用している地区的割合が25%～50%

事業種区分	実施地区数	目標		中心市街地活性化	防災	少子高齢化への対応	人口定着	観光・交流	アメニティの向上	交通利便性の向上	地域コミュニティの形成	その他	
		実施割合	単位:%										
提案事業	事業活用調査	590	38.9	349	100.0	186	51	201	282	83	237	106	23
	まちづくり活動推進事業	855	56.3	61.3	100.0	42.5	60.8	56.7	63.1	63.9	54.9	46.2	30.4
	地域創造支援事業	1,292	85.1	88.5	100.0	86.0	84.3	77.1	91.5	77.1	82.7	82.1	87.0
交付対象事業費計		1,518	100.0										

出典)表3.2.2から提案事業の部分を抜粋して再掲

■表 3.3.2 目標類型別の提案事業内容の実施地区割合

凡例 単位: %	採択地区的割合が40%以上									
	採択地区的割合が30%以上40%未満									
	採択地区的割合が20%以上30%未満									

提案事業類型	実施地区数	目標		中心市街地活性化	防災	少子高齢化への対応	人口定着	観光・交流	アメニティの向上	交通利便性の向上	地域コミュニティの形成	その他
		1,518	349	186	51	201	282	83	237	106	23	
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
啓発・研修活動	383	21.1	26.4	22.6	21.6	21.4	29.8	32.5	22.4	25.5	17.4	
イベント等開催	293	16.1	29.8	7.5	23.5	13.9	26.2	16.9	11.4	17.0	8.7	
人材派遣	57	3.1	6.9	3.8	3.9	2.5	2.5	4.8	2.5	1.9	0.0	
組織の立ち上げ・運営	208	11.5	15.5	12.4	9.8	9.0	15.2	16.9	13.1	15.1	17.4	
計画策定、調査の実施	606	33.4	50.4	33.9	37.3	28.9	39.0	38.6	41.4	38.7	39.1	
情報提供・広報	209	11.5	16.6	11.3	7.8	12.4	19.1	9.6	12.2	7.5	8.7	
社会実験	195	10.7	23.2	3.8	9.8	5.5	14.5	10.8	11.8	10.4	8.7	
ハコモノ施設の整備・活用	564	31.1	48.4	30.6	39.2	23.9	49.3	31.3	21.9	43.4	30.4	
交通結節点の整備(鉄道駅関連施設)	149	8.2	11.5	1.6	5.9	4.0	8.9	6.0	25.3	3.8	4.3	
公共施設(広場、通路等)の整備・活用	623	34.3	41.5	38.7	49.0	40.8	40.1	45.8	40.1	40.6	43.5	
土地・建物の取得	129	7.1	11.5	4.8	11.8	14.4	7.1	8.4	5.1	5.7	0.0	
その他	519	28.6	39.3	36.6	29.4	31.3	31.2	37.3	32.5	32.1	26.1	

出典) 都市再生整備計画の基礎的分析

1 多彩な提案事業の組合せで効果をあげている事例

- 「洞爺湖温泉地区」(北海道洞爺湖町(旧虻田町))では、観光を平成11年の有珠山噴火以前の状態に回復することを目標に、提案事業を積極的に活用し「火山と共生する観光地」づくりを行っている。
- 主な提案事業は、ビジターセンターと一体となった火山科学館の移転、旧火山科学館の体験学習施設への改修、空き店舗を活用したアンテナショップ、イルミネーションストリート、手湯、病院跡地を買収して整備した噴水広場などである。なお、主な基幹事業としては、足湯ポケットパーク、観光案内版、歩道照明、景観植栽事業等を実施している。
- これらは、観光協会や旅館組合、NPO等でつくる「魅力ある観光地づくり推進委員会」が主体となって具体的に検討されたものである。結果、観光入込客数、宿泊数については、当初の目標である噴火前の数値を達成することができた。



■写真 3.3.1 火山科学館



■写真 3.3.2 イルミネーションストリート

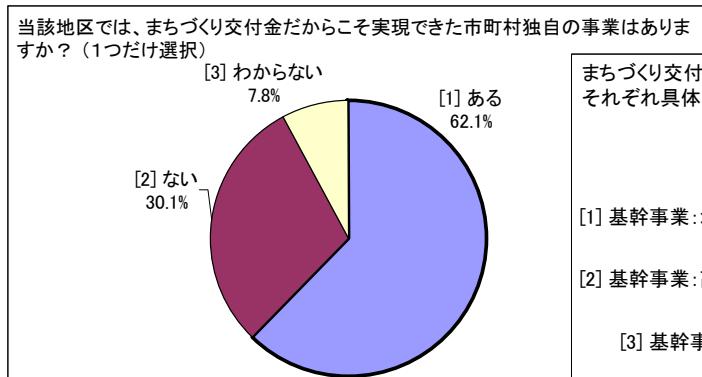


■写真 3.3.3 手湯

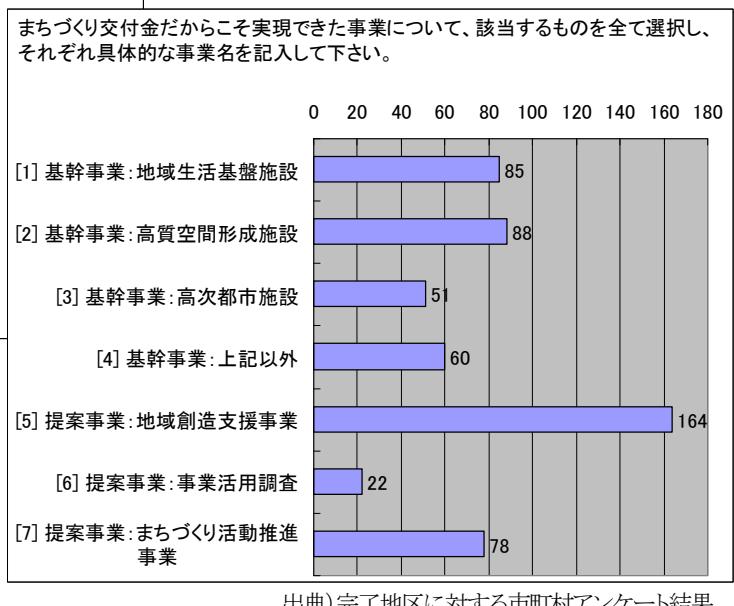
(2) まちづくり交付金ならではの事業の実現

・住民等の発想・発意を活かした事業など、まちづくり交付金だからこそ実現できた事業が多い。

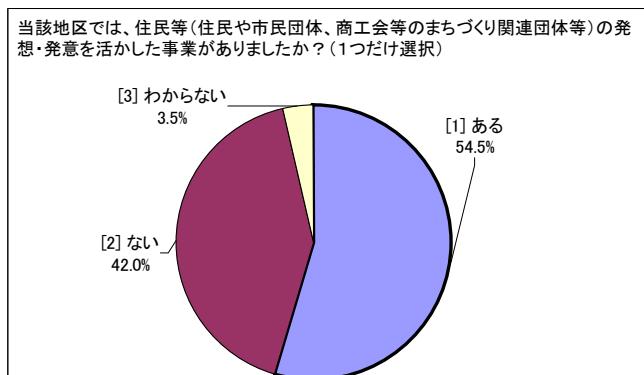
- 完了地区の6割以上の地区で、まちづくり交付金だからこそ実現できた事業があり、その内容は、提案事業や地域生活基盤施設、高質空間形成施設等である。【図3.3.3～3.3.4】
- 完了地区の5割以上の地区で住民等（住民や市民団体、商工会等）の発想・発意が活かされ、事業が実施された。【図3.3.5～3.3.6】



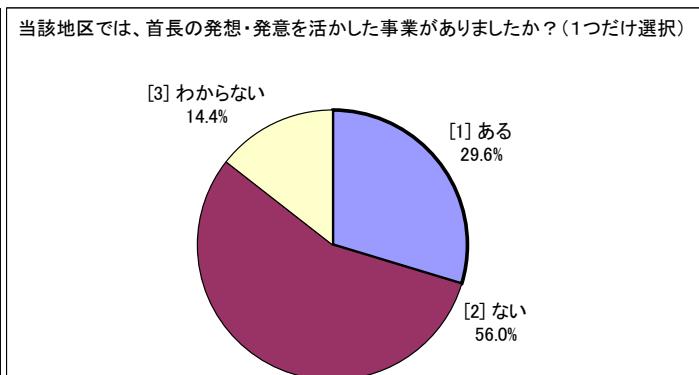
■図3.3.3 まちづくり交付金だからこそ実現できた事業の有無



■図3.3.4 まちづくり交付金だからこそ実現できた事業



■図3.3.5 住民等の発想・発意による事業の有無



■図3.3.6 首長の発想・発意による事業の有無

① まちづくり交付金ならではの活用事例～教育施設への活用「鮎川地区」

- 和歌山県田辺市鮎川地区は、旧大塔村の中心地区であり、旧村の人口の65%を占める地域コミュニティの核である。「鮎川地区」では、まちづくり交付金を活用して、居住の安全性・利便性・快適性を備える地区となることを目指して、道路の改善、住・教育環境整備、防災拠点施設の改善等の事業を実施したが、特に、教育施設に提案事業を活用していることが特徴的である。
- 市町村合併に伴い旧大塔村役場庁舎の3階部分が空きスペースとなったことから、改装して図書館を移転させた。役場時代のパーテイションやデスクを取り外し、床を改修した。図書は従来のものを活用、机や椅子は合併により不要になったものを再利用することで廉価で整備することができた。
- 旧村で唯一の中学校では、プレハブ増築だった美術室、技術室を解体し、RC3階建ての美術室、技術室、普通教室1室を提案事業により整備した。



■写真 3.3.4 旧役場3階を改装した図書館



■写真 3.3.5 中学校の増築

① まちづくり交付金ならではの活用事例～観光集客施設への活用「鉄輪温泉地区」

- 「鉄輪温泉地区」(大分県別府市)では、市道の美装化をきっかけとして、まちづくり交付金を活用した取組みが始まった。当該地区のメインストリートは、幾度にも渡る温泉管の掘返しにより、舗装はまだら模様になり、良好な景観が損なわれた状態が長く続いていたため、美装化の実施を検討していたが、市の単独事業では実施が困難であり、地元調整も難航していたところ、地域の実情に応じた取組みが可能なまちづくり交付金制度について知り、石畳の美装化とともに温泉管共同BOXの敷設を実現することができた。
- むし湯は、せきしょう石菖という草を用いたもので、全国でも珍しい施設である。このむし湯の建替えによるグレードアップを提案事業としてまちづくり交付金により実施しており、当該施設は平成18年8月にリニューアルオープンしたが、指定管理者であるNPO法人「鉄輪温泉共栄会」の活動や、市のPR活動、駐車場や道路美装化等の整備による相乗効果により、平成19年度の年間利用者数は以前の18,000人から34,000人に増加している。



出典)左及び中:別府市資料 右:本調査で撮影

■写真 3.3.6 整備前の市道

■写真 3.3.7 整備後の市道

■写真 3.3.8 むし湯

- 市が、後継者がいなくなった旅館の買取りを打診された際、市・民間・鉄輪温泉共栄会で構成される「鉄輪温泉地区まちづくり整備事業受入協議会」において当該施設の鉄輪に相応しい活用を検討し、蒸し釜料理を活かした施設とすることに決定した。まちづくり交付金の活用を通じて地域住民との協働の体制が育成されていたことから、協議会からアイデアが出た平成 19 年 12 月からわずか 1 年間で具体的な構想をまとめることができた。

① 住民や首長の意見が活かされたまちづくり事例「美濃地区」

- 「**美濃地区**」(岐阜県美濃市)では、中心市街地にある伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）を活用しつつ、市民力を再生するまちづくりを推進している。伝建地区の保全と毎年のイベント（あかりアート展）の成功実績を基に、平成 16 年度からまちづくり交付金を活用して、伝建地区の周辺を含むエリアで交流人口を増やす取組みを総合的に展開している。
- 交流人口の増加は長年の課題であり、特に、伝建地区に回遊性を持たせるため、道の駅に車を止めて自転車で伝建地区に誘導すること、その過程で川沿いの散策も行うよう誘導することは市長のアイデアである。市の限られた財源を有効に活用するという観点から、計画段階から相乗効果を期待した内容にすることを考えていた。
- 市では、まちづくり交付金のスキームに習い、「市独自のまち交制度」を創設した。3 つある学校区の住民を組織化し、住民税の 1%（1 地区 2,000 万円程度）を自由に使って、地域住民が自らまちづくりに取り組んでいる。



■写真 3.3.9 道の駅



■写真 3.3.10 伝建地区のまちなみ

出典)美濃市資料

① 住民や首長の意見が活かされたまちづくりの事例「旧勝山城下地区」

- 「旧勝山城下地区」(福井県勝山市)では、市長の「エコミュージアム構想」に端を発して、自然遺産、歴史・文化遺産、産業遺産を活かしたまちづくりを進めており、この構想を実現するツールとしてまちづくり交付金を活用し、絹織物機場を改装した地域交流センター、大清水空間、広場、散策路等を整備している。
- まちづくり交付金を活用する以前から住民との協議を積み重ねてきた経緯があり、まちづくり交付金による事業を進めるにあたっては、事業内容等に関する住民との協議の場「まちなか整備推進会議」が開催されるようになった。提案事業を活用してこの会議で議論された事業を実現する等、住民と共に培った成果を次に繋げていくことを意識して取り組んでいる。事業着手後も事業の進め方や整備内容について意見を聞く場として「まちなか整備推進会議」を開催している。
- 県が個人宅の修景への補助（歴史的街並み景観補助制度）を行っているが、申請された家屋のほとんどが都市再生整備計画の区域内であり、まちづくり交付金を活用したまちづくりにより住民の意識を高まっている。



出典) 勝山市資料

■写真 3.3.11 大清水空間

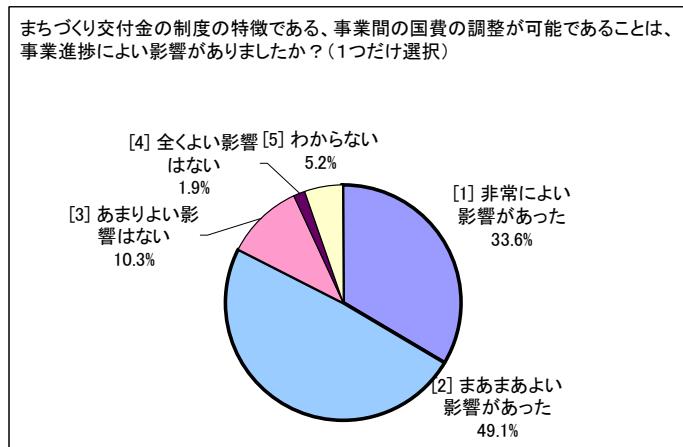
■写真 3.3.12 地域交流センターに改裝された旧機業場

3.4 市町村にとって使いやすいまちづくりツールとなっているか

(1) 市町村にとっての使いやすさ

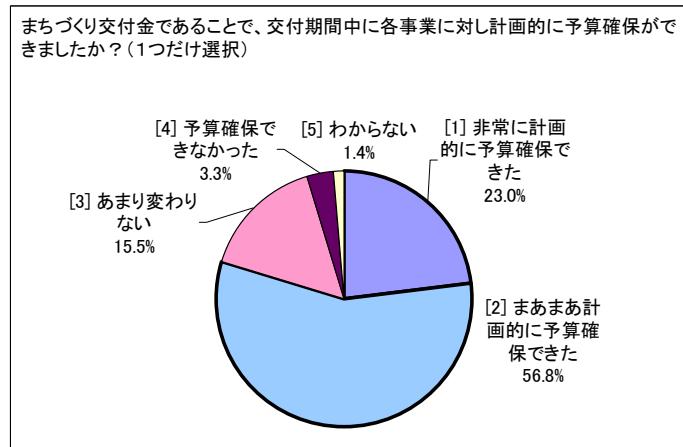
・まちづくり交付金は、市町村にとって柔軟に予算執行できるまちづくりツールである。

- 完了地区の8割の地区で、交付期間中に各事業に対し計画的に予算が確保できたと認識しており、また、8割の地区が事業間での国費充当の柔軟性等の特徴が事業進捗による影響があったと認識している。【図 3.4.1～3.4.2】



出典)完了地区に対する市町村アンケート結果

■図 3.4.1 事業間の国費の調整に関する評価



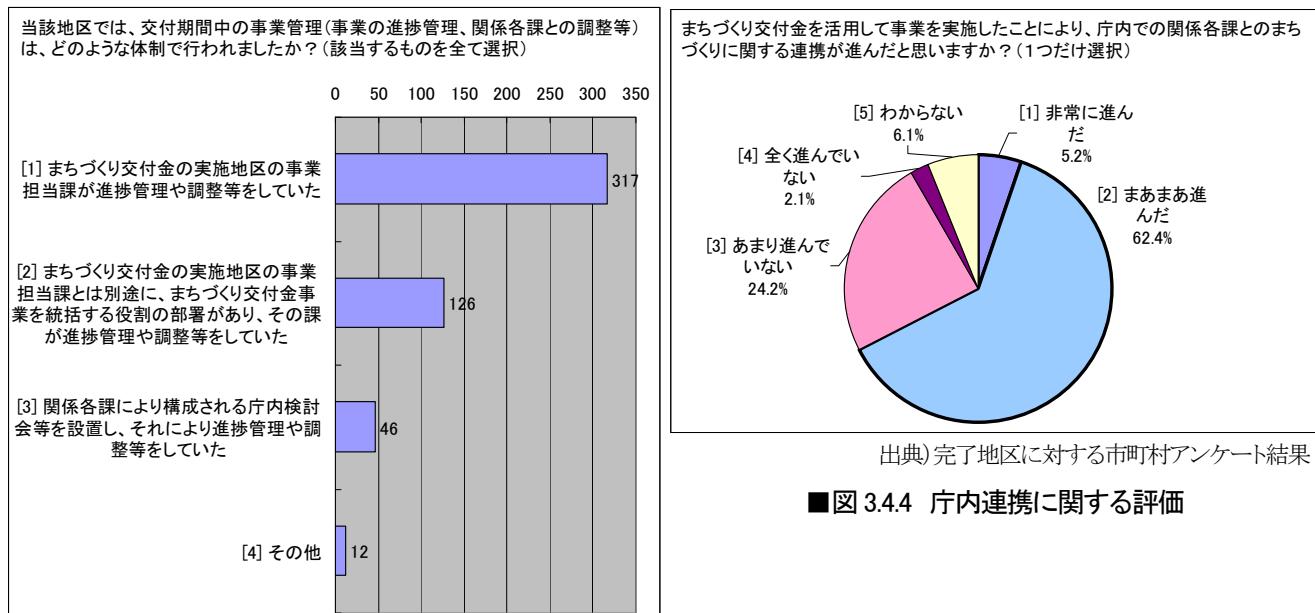
出典)完了地区に対する市町村アンケート結果

■図 3.4.2 期間中の計画的な予算確保に関する評価

(2) 関係各課との連携

- 多様な事業を総合的に進めるために、庁内で関係各課と連携する機会となった。

- 完了地区の多くの地区では、実施地区の事業担当課が進捗管理や調整等を行っていたが、事業担当課とは別途にまちづくり交付金による事業を統括する部署があり、その部署が進捗管理や調整等を行っている場合もある。【図3.4.3】
- 完了地区の7割弱が、庁内関係各課の連携が進んだと認識している。【図3.4.4】



出典) 完了地区に対する市町村アンケート結果

■図3.4.3 事業管理の状況

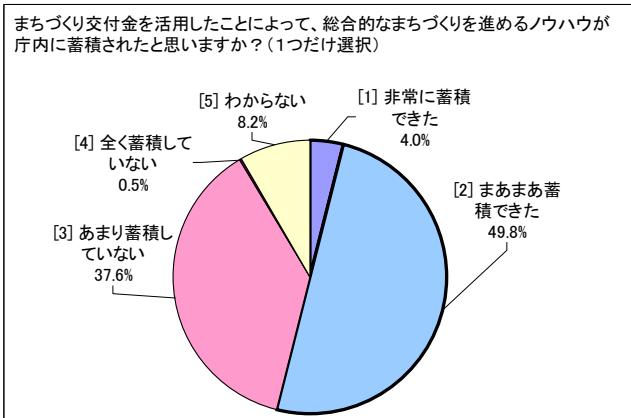
『関係各課との連携に効果をあげている事例「松山中心地区」』

- 「松山中心地区」(愛媛県松山市)では、企画及び市民のまちづくり支援のための部署「坂の上の雲まちづくりチーム」が事業全体をコーディネートしている。
- 「坂の上の雲まちづくりチーム」は、ハード整備に関する予算は持っておらず、関係する5部13課(観光、教育、福祉等)の全体調整及び市民の学習・活動支援等のソフト事業を担当しており、このような体制でまちづくり交付金によるまちづくりを遂行することにより、各部課のハード事業とソフト事業を連携させ、他部局間にわたる取組みを一定のテーマのもとにまちづくりの方向性が築くことができた。

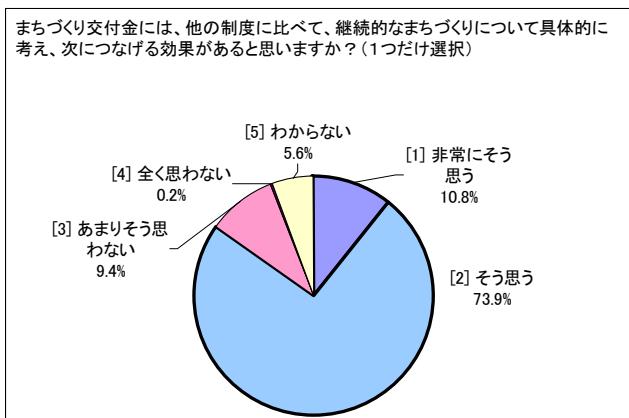
(3) 継続的なまちづくりへの寄与

- ・ まちづくり交付金の経験から、庁内において総合的なまちづくりのノウハウが蓄積されている。
- ・ まちづくり交付金はP D C Aサイクルの考え方を採用した制度であり、継続的なまちづくりを考え、次に繋げる効果のある制度である。
- ・ 継続してまちづくり交付金を活用する地区では、前期の経験を活かして取り組んでいる。

- 完了地区の5割以上で、まちづくり交付金を活用したことにより、まちづくりのノウハウが庁内に蓄積できたと認識している。【図3.4.5】
- また、まちづくり交付金は、事後評価を通じて目標の達成状況等を検証し、その要因分析を行うとともに、今後のまちづくり方策を検討するものであることから、完了地区の8割以上で、継続的なまちづくりを具体的に考え、次に繋げる効果のある制度であると評価されている。【図3.4.6】
- 1期事業が完了し、継続して2期事業を実施する地区では、前期の経験を活かした計画づくりが行われている。【事例】



出典) 完了地区に対する市町村アンケート結果



出典) 完了地区に対する市町村アンケート結果

■図3.4.5 まちづくりのノウハウの蓄積に関する評価

■図3.4.6 継続的なまちづくりに関する評価

1 第1期の経験を活かして第2期に取り組んでいる事例「池田地区」

- 「池田地区」（徳島県三好市）では、第1期の都市再生整備計画に基づく事業を平成16～18年度、第2期を19～23年度の期間で取り組んでいる。第1期計画では3つの指標のうち2つが未達成であったが、第2期計画では第1期の事後評価結果を踏まえたまちづくりに取り組んでいる。

■表3.4.1 池田地区の第1期の経験を踏まえた第2期計画との整合

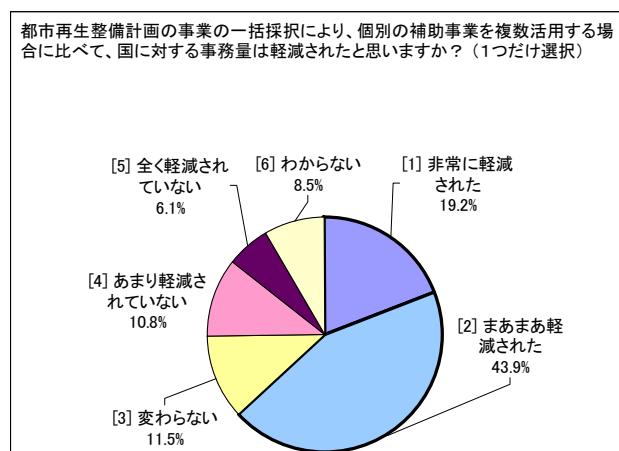
第1期計画で残された課題	第1期計画に位置づけた 今後のまちづくり方策	第2期計画
◆総合体育館への人の流れの創出 バスターミナルとJR阿波池田駅間においては、事業効果の発現が認められるが、もう一つの交流拠点である「総合体育館」にはその効果が波及していない。	計画区域内の3つの交流拠点相互のアクセス向上はもとより、中心商店街への動線を整備し、同時に歩行者の安全確保及び交通渋滞の緩和を図り、周遊ルートの一部として機能させる。	 道路事業により、JR阿波池田駅から総合体育館までの路線整備等を実施する。
◆公共空間の高質化 古い町並みや城跡の残る文教地区において道路の石畳化等を実施したが、これらを結ぶ既存路線の整備ができないままでは、十分な効果を発揮することが難しい。	これらを結ぶ路線の高質化を図るとともに、各交流拠点間のアクセス道とを一体的な魅力ある周遊ルートとして設定、構築する。	 道路の石畳化等の高質化により、整備済みの2路線に直結する8路線を新たに整備する。また、提案事業として、これらの路線を生かした「周遊マップ」を作成する。
◆住民参加プロセス 「フリーマーケット（青空市）」、「環境美化推進事業」を計画したが、関係者との協議が不調に終わり、停滞することとなった。	深刻な状況にある中心商店街の再生に向けて、官民協働を進める中で、残された課題を包括的に実現できるような取組みを行う。	 上記の周遊ルートの整備効果を中心商店街に生かせるよう、商店街・商工会議所、中心市街地活性化担当部局等と連携した施策を展開する。

出典)三好市に対するヒアリング結果をまとめ

(4) 市町村にとっての事務量の評価

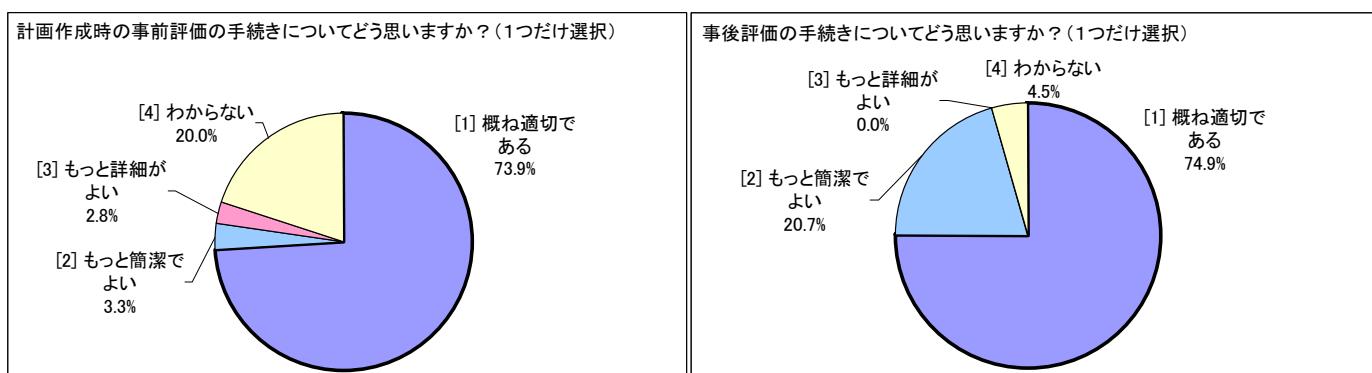
- ・ まちづくり交付金ならではの計画全体を一括採択し、個別施設に関する事前の詳細な審査は行わないという特徴は、市町村の事務量軽減に寄与している。
- ・ まちづくり交付金の事業評価に伴う市町村の事務量は概ね適切である。

- まちづくり交付金は、個別の事業に対する支援制度ではなく、まちづくりに必要な多様な事業を組み合わせた都市再生整備計画を一括で支援対象とする制度である。また、国との関与は、国費の効率的な執行を担保するため、事後的なチェック（事後評価）に重点を移し、従来の補助金のような個別施設に関する事前の詳細な審査は行わない制度となっている。
 - 完了地区の6割以上が、個別の補助事業を複数活用する場合に比べて事務量は軽減したと回答している。また、事前評価及び事後評価の手続きも概ね適切であると認識されている。
- 【図 3.4.7～3.4.9】
- 事後評価の手続きについて「もっと簡潔でよい」という意見が2割あるが、まちづくり交付金は事後評価を重視した制度となっていることから、事後評価の実施の参考となる情報提供に取り組むとともに、その趣旨についてより一層市町村の理解を促進する必要がある。



出典) 完了地区に対する市町村アンケート結果

■図 3.4.7 まちづくり交付金の事務量に関する評価



出典) 完了地区に対する市町村アンケート結果

■図 3.4.8 事前評価の手続きに関する評価

■図 3.4.9 事後評価の手続きに関する評価

3.5 行政、民間との連携・協働が図られているか

(1) まちづくりに関する住民への公表等

・まちづくり交付金は、都市再生整備計画、事後評価結果等の公表を義務づけており、住民参加を重視した制度となっている。

- 市町村は、都市再生整備計画、事後評価結果等の公表を行い、まちづくり交付金による取組みについて、住民等への説明を行っている【表3.5.1、図3.5.1】
- 多くの地区ではインターネットと広報等の他の媒体と組み合せて都市再生整備計画を公表する等、概ね適切に公表を行っているが、一部の地区においては、閲覧のみの公表としていたり、公表期間が短くなっている。【図3.5.2～3.5.3】

《課題》

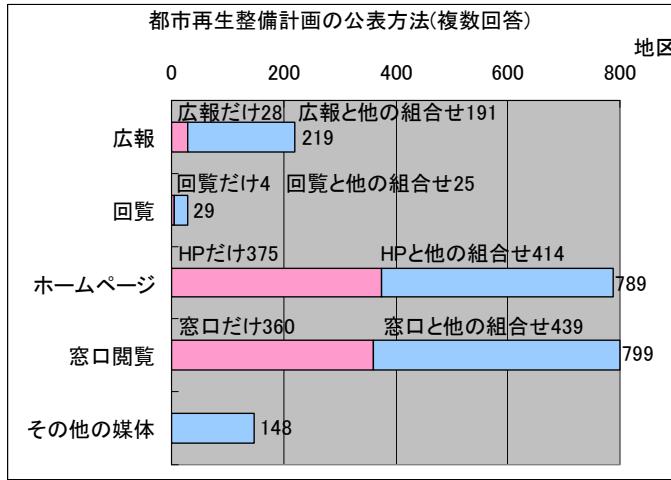
- まちづくりに対する住民等の理解を促進するためにも、より一層の適切な方法による公表等が望まれる。



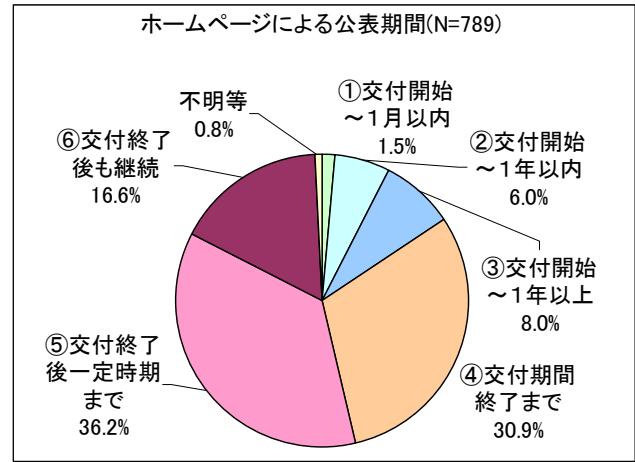
■表3.5.1 住民等に対する計画の公表等

手続き	根拠
・都市再生整備効計画の公表	・法46条第12項(法定義務)
・事後評価原案の公表 ・まちづくり交付金評価委員会 により審議 ・事後評価結果の公表	・まちづくり交付金事後評価 実施要領
・モニタリング結果の公表 (適宜)	・まちづくり交付金事後評価 実施要領

■図3.5.1 事後評価原案の公表事例



■図3.5.2 都市再生整備計画の公表方法



■図3.5.3 ホームページによる公表期間

1 住民にわかりやすい説明を行い事業を進めている事例

- 「洞爺湖温泉地区」（北海道洞爺湖町）では、計画作成にあたり、温泉地区居住者を対象に、事業内容や具体的な目標値、事業費をわかりやすく示したアンケート調査を実施した。
- アンケートにおいて、「洞爺湖温泉町の賑わいを再生する」を目標に、観光入込み客数を有珠山噴火前（平成 11 年）の 355 万人、宿泊者数 72 万人を目指すことを説明した上で、個々の事業内容、総事業費及び地区の 1 世帯当たりの事業費（9,200 円/世帯・月）を明示し、事業への賛否を調査したところ、約 8 割の住民の賛成が得られた。

■図3.5.4 アンケート票

■題1 本件に関する質問

はじめに本件に関する質問をお読み下さい。

洞爺湖温泉町は、2000 年（平成 12 年）晴れによる起火、降雪、地盤変動により、人の被害はありませぬでした。その後、下記の 4 カテゴリー、公共交通、公設施設、公設、民間施設等へ甚大な被害を受け、晴れ後、既に多くの復旧工事が実施されました。

その後、皆様の努力で済みならず、西山火口跡への開発実現のため、観光地としての開拓開拓、温泉街の活性化に努めた結果、観光客入り込数が、平成 11 年に 355 万人、内宿泊客数が 72 万人から増大の影響で平成 12 年に 360 万人、内宿泊客数が 70 万まで伸びました。が、平成 14 年には 326 万人、60 万人まで回復してまた、今もその勢いで伸びています。

このような中、洞爺湖温泉町では、「洞爺湖温泉町の賑わいを再生する」を目標に、町内施設、飲食店、宿泊施設等、洞爺湖温泉町の観光客入り込数・内宿泊客数を 10 の事業を実施して、10 年から 18 年にかけて実施することになっています。

このようなり、洞爺湖温泉町では、「洞爺湖温泉町の賑わいを再生する」を目標に、町内施設、飲食店入り込数・平成 11 年水準（有珠山噴火後）の 355 万人、内宿泊客数を 70 万人を目指していくこととしました。

町内では、この目標、町内各店舗が達成するため、温泉タクシーブック販売事業、花火大会、飲食店に切替事業等、噴水公園開催事業、温泉街に飲食事業等 10 の事業を平成 10 年から 18 年にかけて実施することになっています。

1. 是非該当カードへの回答事業
中高年才子会としているボランティアで足踏を実施し、洞爺湖温泉全体から温泉を楽しむための飲食施設等を増設するため、洞爺湖内の温泉を周遊するとともに、洞爺湖内の温泉を周遊できる飲食施設等を増設する「走りっこ」、「なんり」街中の温泉を楽しめる楽しさを創造し、温泉街を活性化させるプロジェクトとなります。
監修内容：歩道距離 300m
事業費：2300 万円

2. 喷水公園開催事業
湖水を利用して、四輪車を通じた花壇を整備するとともに、洞爺湖内の温泉を周遊できる飲食施設等を増設する「走りっこ」、「走りっこ」街中の温泉を楽しめる楽しさを創造し、千早温泉の家族などが楽しめるような温泉を整備します。
監修内容：噴水公園整備
事業費：3000 万円

3. 喷水公園整備事業
湖水を利用した水遊びを実施し、我々がファイバーで噴出することで足踏とイルミネーション等で楽しむことができる複数の水遊びのあらわしを創出し、千早温泉の家族などが楽しめるような温泉を整備します。
監修内容：噴水公園整備
事業費：3000 万円

4. 喷水公園開催事業
飲食街構造とキャラクター構造台地公園と噴水台を整備します。
監修内容：飲食街構造、1 床 5 戸又 2 床構造
事業費：3000 万円

5. 第 1 条・歩道ワイドアップ事業
洞爺湖畔 1 号線 50 基の「ぐるっと公園公園」のうち、温泉街に設置されている 施設の他、手洗いや休憩のライトアップ、幻想的空間を創出します。
監修内容：照明 28 基所
事業費：400 万円

6. ホテル・飲食施設、土産物販売、学生、公務員、主婦、その他社会貢献事業
温泉街に設けられた飲食店等をより多くの方に利用してもらうための講習会上り 1 つお選び下さい。
1. その他・飲食・販売等の飲食事業
2. 土産物販売・販売等の販売事業
3. 学生・公務員等の社会貢献事業
4. その他（ ）
5. その他

■題2 質問 2 「2. 反対」と答えた方のみお答え下さい。
本件に反対された理由を以下に講習会上り 1 つお選び下さい。
1. その他・飲食・販売等の飲食事業
2. 土産物販売・販売等の販売事業
3. 学生・公務員等の社会貢献事業
4. その他（ ）
5. その他

■題3 質問 3 「2. 反対」と答えた方のみお答え下さい。
本件に反対された理由を以下に講習会上り 1 つお選び下さい。
1. その他・飲食・販売等の飲食事業
2. 土産物販売・販売等の販売事業
3. 学生・公務員等の社会貢献事業
4. その他（ ）
5. その他

■題4 性別
1. 男性 2. 女性

■題5 年齢
1. 10 歳代 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代 5. 50 歳代 6. 60 歳代 7. 70 歳代以上

■題6 ご職業
1. ホテル・飲食施設 2. 土産物販売 3. 飲食店販売 4. その他会社員
5. 公務員 6. 主婦 7. 学生 8. 雇職(年金生活者含む)
9. その他 ()

質問はこれまで終わります。
*** ご協力 ありがとうございました ***

出典)洞爺湖町資料

■図3.5.4 アンケート票

43

(2) 住民等との連携・協働

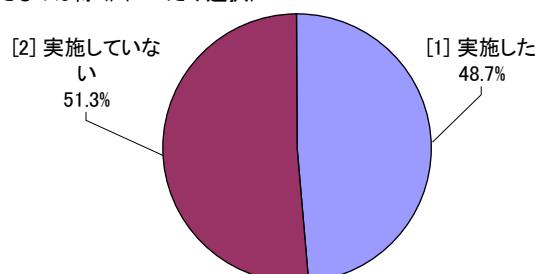
- 概ね半数の地区で協議会の設置や勉強会の開催等、住民等との協働の取組みを実施している。
- まちづくり交付金を活用してまちづくりを進めることにより、住民等のまちづくりへの関心が高まっている。

- 完了地区の約半数の地区で、事業期間中、制度として実施する公表だけではなく、協議会の設置や勉強会の開催等、住民等との協働の取組みを実施している。【図3.5.5】
- 完了地区の半数以上で、まちづくり交付金により住民等のまちづくりへの関心が高まったと感じている。【図3.5.6～3.5.7】
- 住民等からもまちづくり交付金は使い勝手の良い制度であると評価されている。【事例】

『課題』

- 完了地区の半数以上で住民等のまちづくりへの関心が高まったと感じているが、3分の1の地区ではあまり関心が高まっていないと感じている。まちづくりの効果を持続的に発揮していくためにも、住民等との連携・協働は重要であり、より一層の取組みの促進が必要である。

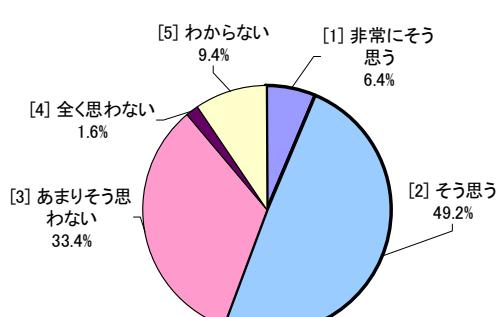
都市再生整備計画の作成から交付期間中にかけて、住民と行政による協議会の設置や勉強会の開催等、住民との協働による取組みを実施しましたか？(事後評価時に行ったものは除く)(1つだけ選択)



出典)完了地区に対する市町村アンケート結果

■図3.5.5 住民等のまちづくりへの関心に関する評価

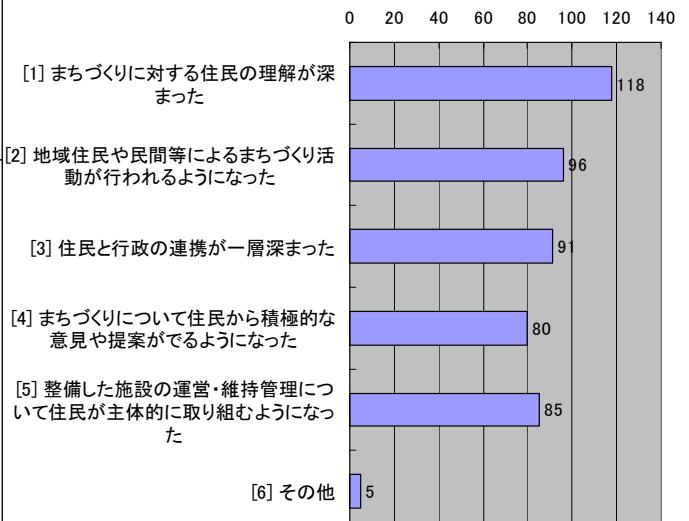
当該地区では、まちづくり交付金により、住民等のまちづくりへの関心が高まったと思いますか？(1つ選択)



出典)完了地区に対する市町村アンケート結果

■図3.5.6 住民等のまちづくりへの関心に関する評価

具体的に住民の意識にどのような効果を与えたと思いますか？(代表的なもの3つまで選択可)



出典)完了地区に対する市町村アンケート結果

■図3.5.7 住民等のまちづくりの意識

① 事業終了後も住民と協働して効果を持続している事例

- 「砂川駅周辺地区」（北海道砂川市）では、まちづくり交付金を活用して駅東部の鉄道跡地に地域交流センターを整備したが、まちづくり交付金活用以前から地域交流センターの設計、運営のあり方についてワークショップや協議会で住民とともに検討を重ねてきた。
- 住民は、当初は「施設を使わせてもらう」という意識で参加していたが、やがて、市民による管理運営の可能性について検討していくうちに、「施設を自分達で使いこなしていく」という意識に変化していった。地域交流センターが完成する頃には、協議会がNPO法人へと発展し、このNPO法人は市より地域交流センターの指定管理者に指定された。
- まちづくり交付金の交付期間終了後も、住民等がNPO法人の職員や会員となって事業の企画立案に参画するほか、登録ボランティアによる日常活動を実施している。
- また、人口2万人弱のまちで年間利用者数8万人の市民交流が生まれている。

■表 3.5.2 住民参加・官民協働の経緯

時期	出来事	
平成14年度	・「地域交流センター利活用懇話会」 →基本設計に対する要望の取りまとめ。	
平成15年度	・「地域交流センター運営協議会準備会」 →市民による管理運営の可能性について協議。 意見を基本設計の見直しに反映。	
平成16年度	・「地域交流センター運営協議会」（提案事業） →市民運営を志向し、管理運営の基礎知識を習得。	・まちづくり交付金
平成17年度	・協議会が「砂川市地域交流センター管理運営提案書」を市に提出。（H17.12） ・「NPO法人ゆう」設立（H18.2）	
平成18年度	・「NPO法人ゆう」が指定管理者に指定（H18.7） ・地域交流センター「ゆう」オープン（H19.1）	・まちづくり交付金終了（H19.3）
平成19年度	利用実績：約8万2000人（H19.4～H20.3）	
平成20年度	利用実績：約6万8000人（H20.4～H21.1）	

出典)砂川市資料及びヒアリング結果をまとめ



出典)砂川市資料



出典)地域交流センター「ゆう」ホームページ

■図 3.5.8 地域交流センター

■写真 3.5.1 イベントの模様

¶ 住民等のまちづくり交付金による取組みに対する評価

1) 「鶴岡市街地区」(山形県鶴岡市) 商店街の評価

- 山形県鶴岡市の山王商店街では、まちづくり交付金の活用以前から市と商店街とでまちづくりの計画を相談しており、まちづくりの熟度が高まったところで、まちづくり交付金を活用した。
- 商店街のメインストリートについて、地域の実情に合わせた事業が実施できる制度であったこと及び道路と共同駐車場等の地域に必要な事業をパッケージで実施できる制度であったことからまちづくり交付金が活用され、地域のニーズに合った取組みに活用できる使い勝手が良い制度であると評価されている。

2) 「文学の小径地区」(群馬県渋川市) まちづくり勉強会の参加者の評価

- 群馬県渋川市では、住民等がまちづくりについて学び、事業のアイデアを検討する「学び実践塾」を提案事業として平成18年度から平成20年度にかけて実施している。当該事業は、住民等が検討したまちづくりの内容を行政や観光団体の前で発表するものであり、市はこの実践塾において検討された内容を、まちづくり交付金による取組みに反映させていく。このように住民が検討した内容を事業に反映させていることも住民等に評価されている。



■写真 3.5.3 学び実践塾の様子



■写真 3.5.4 発表の様子

出典)渋川市資料

- 参加した住民等からは、地域について学ぶ貴重な機会であった、地域外の目線からの意見が新鮮だった等の感想が寄せられたほか、喫茶店や旅館の情報を集めるなどの住民活動も行われ、まちづくりへの関心が高まったと考えられる。

3.6 評価のまとめ

- ・まちづくり交付金は、様々なまちづくりの課題に対応した都市再生に活用できる制度であり、地域の実情に応じた総合的なまちづくりを推進することが可能な制度である。
- ・また、都市再生整備計画による一括採択や提案事業のように、まちづくり交付金ならではの使いやすさもあり、今後もまちづくり交付金を活用したいとする市町村のニーズも高い。
- ・一方、地区によっては目標を効果的に実現するための事業内容の確保が十分に図られていない、規模の小さな市町村では財政面での理由等から活用割合が低いなど、まちづくり交付金の制度や活用に関して課題もある。

(1) まちづくり交付金の有効性に関する評価

①多様な課題に対応した都市再生の推進に寄与

まちづくり交付金には、地区や面積に関する要件ではなく、事業主体である市町村は、まちづくりの目標の達成に必要な幅広い事業等を対象とすることができます。平成16年度の制度創設以来、平成20年度までに全国836市町村、延べ1,518地区において、中心市街地活性化等、様々な地域の目標の達成に向けたまちづくりが実施されており、多様な課題に対応した都市再生の推進に活用できる制度である。

個々の地区においては、目標を定量化する指標及びその目標値を設定して、まちづくりの成果をわかりやすく説明しており、9割の指標が目標値を達成又は目標達成に至らずとも従前よりも改善が見られ、個々の地区におけるまちづくりの効果が確認されており、まちづくり交付金は全国の都市再生の推進に寄与している。

■表 3.6.1 指標の目標達成状況

指標数	目標達成度		
	○	△	×
1,501 (100.0%)	987 (65.8%)	376 (25.0%)	138 (6.2%)

出典)表3.1.4より抜粋

■表 3.6.2 指標の成果

指標名	単位	伸び
人口	人	1.10倍
観光入込客数	人/年	1.12倍
来街者数	人/年	1.24倍
歩行者交通量	人/日	1.11倍
駅乗降客数	人/年	1.04倍
地域交流施設の利用者数	人/年	1.28倍
公園・広場の利用者数	人/年	1.21倍
まちづくり活動の参加者数	人	2.04倍
まちづくり等に関する満足度	%	1.57倍

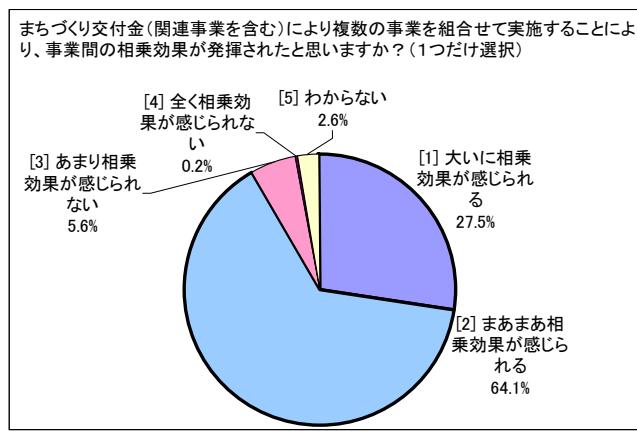
出典)表3.1.6より抜粋

②総合的なまちづくりを集中的・効率的に実現

まちづくり交付金により、特定のまちづくりを実施すべき地区において一括採択によりハード事業からソフト事業まで多彩な事業を組み合わせて、地域の実情に応じた総合的なまちづくりが効果的に実施されており、まちづくりを加速させ、あるいは事業実施のタイミングを合わせることで相乗的な効果を発揮している。まちづくり交付金を活用した地区の9割が、複数の事業の組合せによる相乗効果が発揮されたと認識しており、ほとんどの地区において、期待通りのまちづくりが実現できたと感じている。

このように、まちづくり交付金は、複数の事業の組合せや集中投資などにより、まちづくりの相乗効果が大いに期待できる制度である。

特に、様々な事業を組み合わせて、必要な区域・期間において集中的に投資できることによる総合性の発揮が、まちづくり交付金の最大の特徴であり、このような特徴を活かしたまちづくりが全国で推進されている。



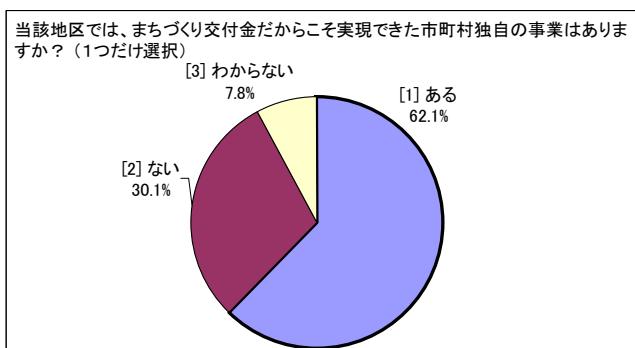
出典)図3.2.3を再掲

■図3.6.1 相乗効果に関する評価

③地域の創意工夫を活かしたまちづくりの推進

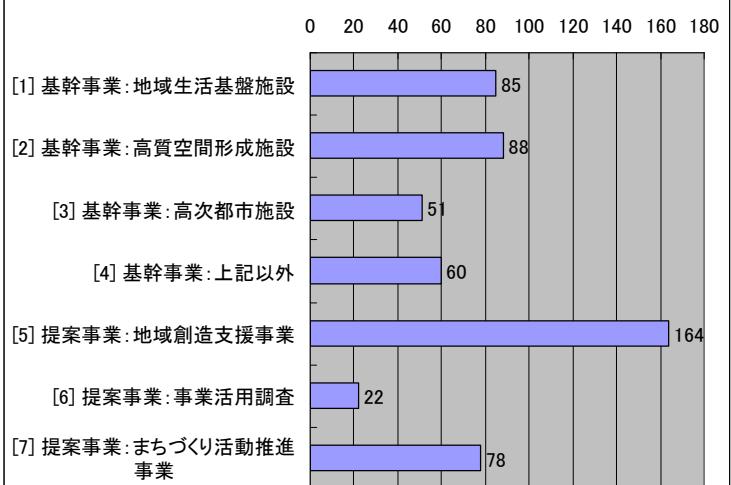
まちづくり交付金は、市町村の提案に基づく事業を支援対象にする等、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが実現できる制度であり、まちづくり交付金を活用して、多くの地区において、提案事業、高質空間形成施設、地域生活基盤施設等として、まちづくり交付金だからこそ実現できた事業が実施されている。

また、まちづくりへの住民等の主体的な参画を促すような地域のまちづくり活動等についても、提案事業としてまちづくり交付金の支援対象となることから、このような事業の実施を通じて、住民等との協働のまちづくりを展開する地区も多く見られる。このため、完了地区のうち5割以上の地区において、住民等の発想・発意を活かした事業等が取り組まれており、基幹事業と組み合わせて、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められている。



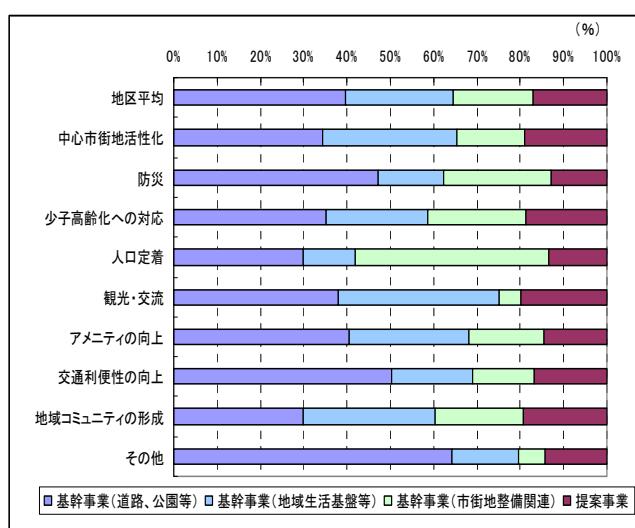
■図 3.6.3 まちづくり交付金だからこそ実現できた事業の有無
出典)図 3.3.3 の再掲

まちづくり交付金だからこそ実現できた事業について、該当するものを全て選択し、それぞれ具体的な事業名を記入して下さい。



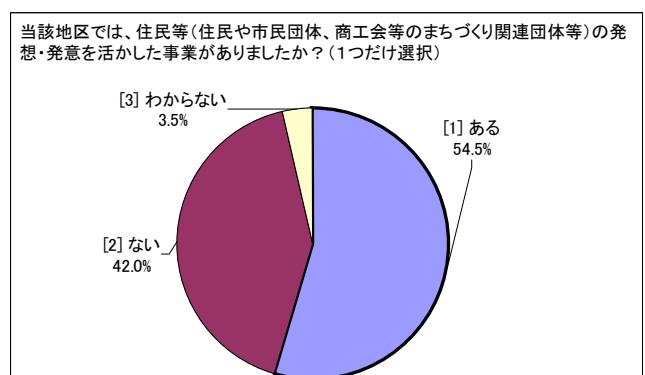
出典)図 3.3.4 の再掲

■図 3.3.4 まちづくり交付金だからこそ実現できた事業



出典)図 3.3.2 の再掲

■図 3.3.2 目標類型別の基幹事業・提案事業の事業費割合



出典)図 3.3.5 の再掲

■図 3.6.4 住民等の発想・発意による事業の有無

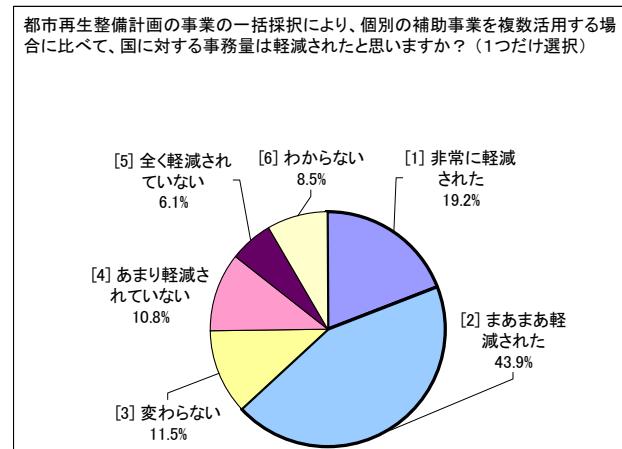
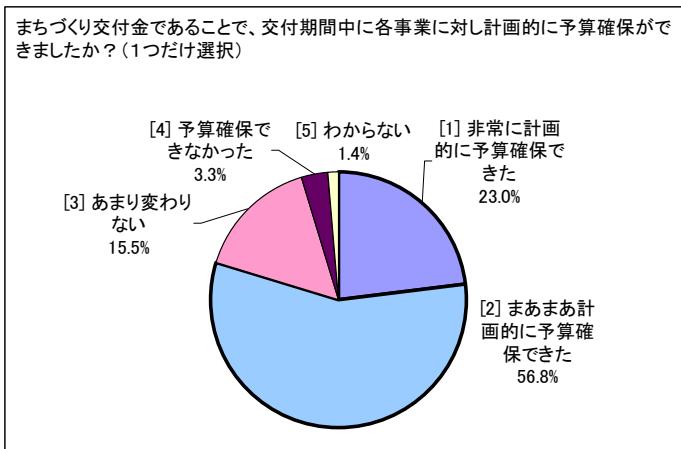
④市町村にとって使いやすいまちづくりツールとなっている

まちづくり交付金は、都市再生整備計画に記載された範囲内であれば、事業間での流用が可能であること等の予算執行の柔軟性や、計画全体を一括で採択し、従来の補助金のような個別施設に関する事前の詳細な審査は行わない等の市町村の事務量軽減により、市町村にとって使い勝手の良い制度である。

また、まちづくり交付金はP D C Aサイクルの考え方を採用した制度であり、継続的なまちづくりを具体的に考え、次に繋げる効果のある制度である。実際に、まちづくり交付金を活用したまちづくりに取り組んだ地区においては、その取組みに関する評価を通じて検討された今後のまちづくり方策を踏まえて、継続した取組みが実施されている。

さらに、ハード・ソフト両面の多様な事業を組み合せて総合的なまちづくりに取り組む制度であることから、庁内で関係各課と連携する機会にもなっており、これにより庁内における総合的なまちづくりのノウハウが蓄積にも貢献している。

このような、まちづくり交付金の使い勝手の良さから、まちづくり交付金を完了した地区では、今後もまちづくり交付金を活用したいとするニーズが高い。

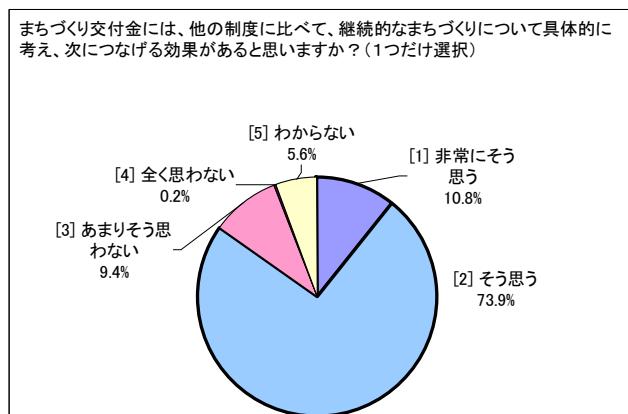


出典)完了地区に対する市町村アンケート結果

出典)完了地区に対する市町村アンケート結果

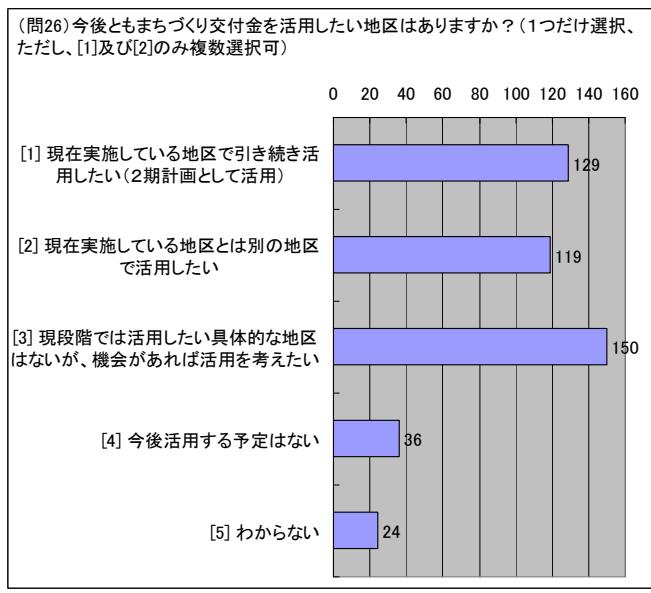
■図 3.4.2 期間中の計画的な予算確保に関する評価

■図 3.4.7 まちづくり交付金の事務量に関する評価



出典)図 3.4.6 を再掲

■図 3.4.6 継続的なまちづくりに関する評価



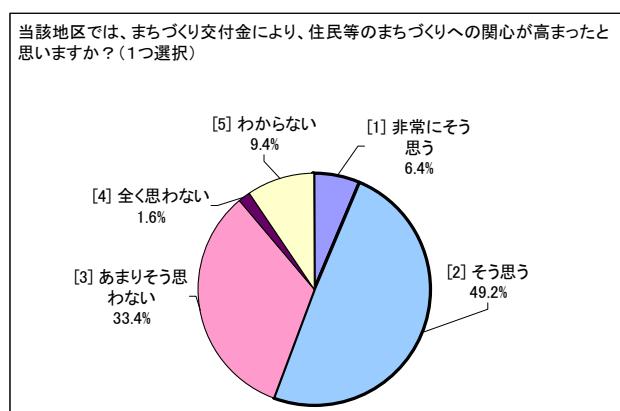
出典)完了地区に対する市町村アンケート結果

■図 3.4.7 まちづくり交付金の活用意向

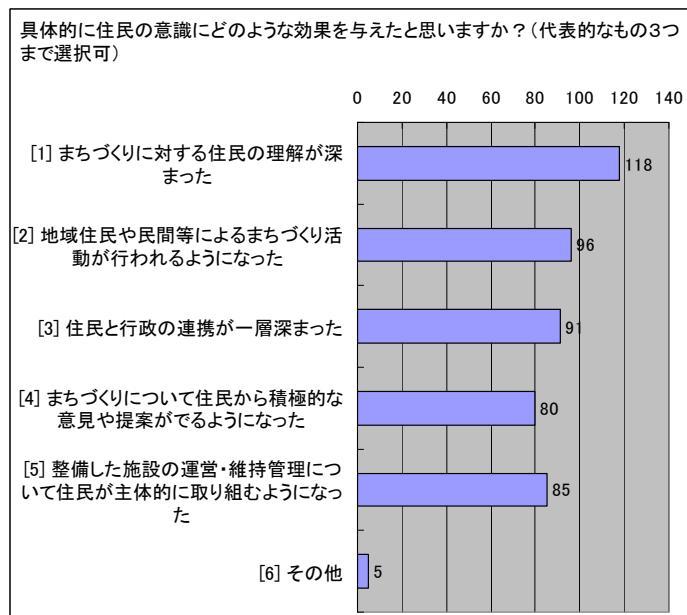
⑤行政、民間との連携・協働が図られている

まちづくり交付金は、まちづくりの計画作成や取組みにおける住民との協働等のプロセスを重視した制度である。このため、まちづくり交付金を活用している市町村においては、都市再生整備計画及び事後評価結果の公表の実施のみではなく、地域のまちづくりの熟度に合わせて、まちづくり協議会の設置や勉強会の開催等、住民等との連携・協働の取組みが実施されている。

これにより、住民等のまちづくりへの関心が高まっており、持続可能なまちづくりに向けた住民発意の事業や住民等による施設の維持管理等の行政と民間との連携・協働の取組みへと繋がっている。



■図 3.6.8 住民等のまちづくりへの関心に関する評価



出典)完了地区に対する市町村アンケート結果

■図 3.5.7 住民等のまちづくりの意識

(2) まちづくり交付金の課題

①より効果的な都市再生の推進に関する課題

まちづくり交付金の事業主体である市町村は、都市再生整備計画の計画区域を自由に設定し、目標を達成するために必要な各種事業を自由に位置づけることができるが、目標を効果的に実現するための事業内容が必ずしも十分ではない事例も見受けられる。まちづくり交付金を活用した都市再生をより一層推進するため、目標と事業内容の整合性や目標を定量化する指標の設定等について更なる適正化を図ること等により、市町村によるまちづくり交付金のより効果的な活用の促進を図ることが必要である。

また、まちづくりの効果を持続的に発揮していくためには、住民等との連携・協働も重要な要素である。住民等との連携・協働を図るためにには、住民等に対して計画等の公表を適切に行うことなどが基本であるが、一部の地区においては、都市再生整備計画や事後評価結果について閲覧のみの公表としていたり、公表期間が短くなっている等、取組みが十分ではない例も見られる。さらに、完了地区の半数以上で住民等のまちづくりへの関心が高まったと感じているが、約3分の1の地区ではあまり関心が高まっていないと感じている等、住民等との連携・協働の取組みは十分ではなく、より一層の取組みの促進が必要である。

②中小市町村における都市再生の推進に関する課題

まちづくり交付金は、全国の都市再生に活用されているが、人口規模が比較的小さな市町村、財政力の低い市町村での活用割合が低い。しかしながら、まちづくり交付金を活用していない市町村のうち、まちづくり交付金を活用した集中的な都市再生に取り組む意欲を持っている市町村が約3分の1を占める等、このような中小市町村等においてもまちづくりのニーズがあると考えられる。このようなまちづくり交付金を活用していない市町村において、活用していない最大の理由は、市町村負担分の事業費を用意することができないことであり、これに續いて、都市再生整備計画の作成や目標・指標設定等のまちづくりに関する市町村のノウハウが不足していることが活用していない理由に掲げられている。このため、まちづくりに取り組む意向を持った市町村へのより積極的な支援により、全国の都市再生をより一層推進することが必要である。



出典)図 3.1.1 の再掲

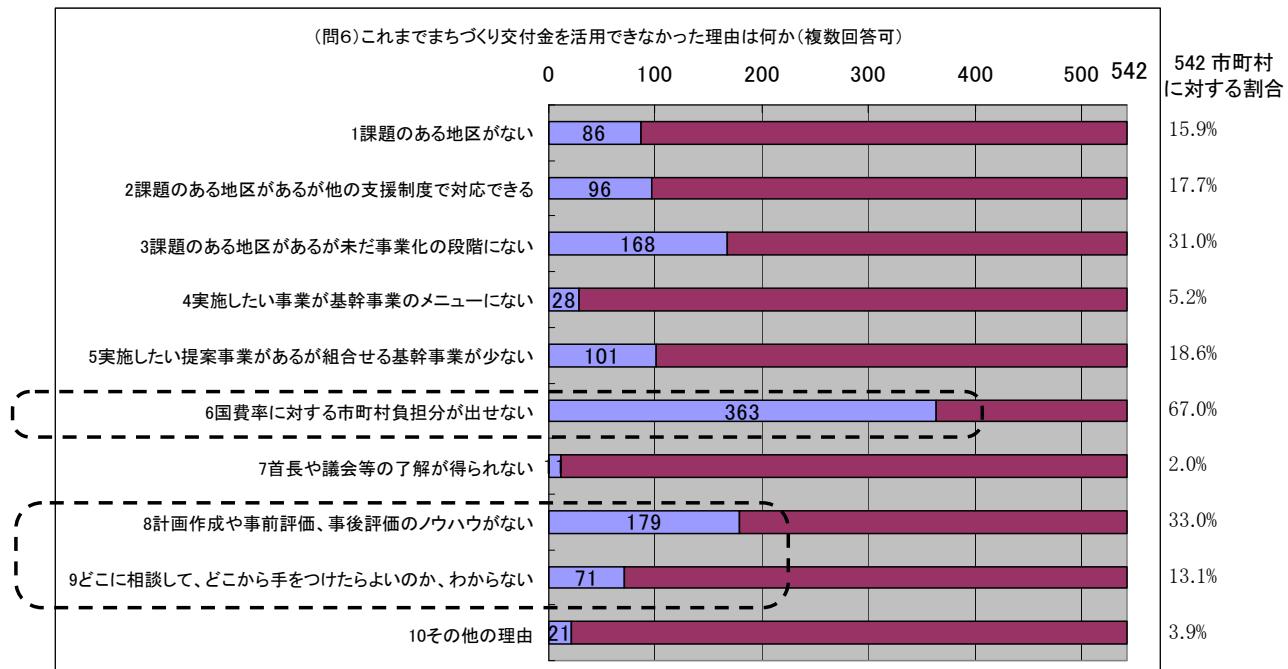
■図 3.1.1 都市規模別の地区数、導入市町村割合

■表 3.6.3 まちづくり交付金を活用していない市町村の活用意向

回答	回答数	542 市町村 に対する割合
[1] まちづくり交付金を活用する見込みは未だない。	351	64.8%
[2] 具体的な検討はしていないが、近年中に交付金を活用する考え。	142	26.2%
[3] 既にまちづくり交付金の活用に向け、具体的に準備している。	45	8.3%
無効等	4	0.7%
合計	542	

注)まちづくり交付金を実施していない市町村に対するアンケートにおいて、回答 638 市町村中、まちづくり交付金を知っていると回答した 542 市町村を集計対象とした。

出典) まちづくり交付金を実施していない市町村に対するアンケート



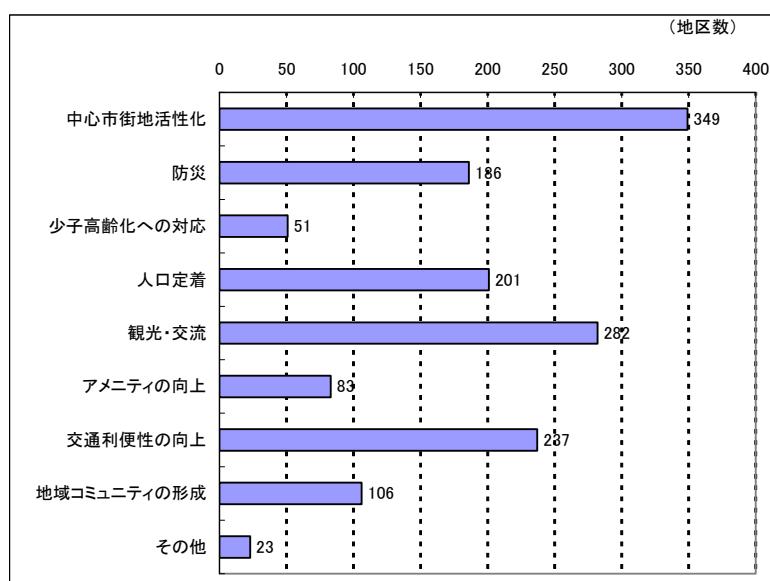
注)まちづくり交付金を実施していない市町村に対するアンケートにおいて、回答 638 市町村中、まちづくり交付金を知っていると回答した 542 市町村を集計対象とした。

出典) まちづくり交付金を実施していない市町村に対するアンケート

■図 3.6.10 まちづくり交付金を活用していない理由

③社会的ニーズに対応した都市再生の推進に関する課題

少子高齢化、環境、歴史・文化・景観を活かした質の高いまちづくり等については、今後の持続的なまちづくりを進める上での重要な視点であるが、これらの社会的なニーズに対応した目標を掲げ都市再生に取り組んでいる地区が比較的少ない。しかし、まちづくり交付金により様々な目的に応じた全国の都市の再生が効果的に進められてきた実績や、制度の市町村への浸透による活用ノウハウの向上等、都市再生を効果的・効率的に進める手法としてのまちづくり交付金の有効性に鑑み、これらの社会的ニーズに対応したまちづくりの推進をより一層推進するため、これら施策に関するまちづくり交付金の活用の促進も重要である。



出典) 図 3.1.3 を再掲

■図 3.6.11 目標類型別の地区数

第4章 まちづくり交付金制度の今後の方向性

まちづくり交付金は、まちづくりに意欲のある市町村が、創意工夫を活かしたハード・ソフトの連携した取組みにより、総合的なまちづくりを進めることができる制度である。

まちづくり交付金は、全国の都市の再生に大きく貢献してきているところであるが、規模の小さな市町村では活用が進んでいない、まちづくりの目標を効果的に実現するための事業内容が必ずしも十分ではない等、地域のまちづくりをさらに効果的に推進するための改善も必要である。

4.1 地域のまちづくりをさらに効果的に進めるための改善

(1) 市町村への情報提供・支援の強化

まちづくりの目標を効果的に実現するための事業内容が必ずしも十分ではない等の事案も一部の地区で生じたことから、まちづくり交付金の活用によるまちづくりをさらに効果的に進めるために、優良な取組みに関する事例集や地域のまちづくりに対応した計画作成のノウハウに関する手引きの作成、優良な取組みを実施している地区的行政担当者が自らの取組みを紹介する研修会の実施等、まちづくりに取り組む市町村への情報提供・支援の強化を図る。

また、事業評価の実施に関しては、評価の手引き及び指標活用マニュアルを作成し、市町村に対して情報提供してきているところであるが、まちづくりの効果を持続させ、適切な改善を踏まえた継続的な取組みを推進するためには、事後評価を通じたまちづくりの効果の検証、今後のまちづくり方策の検討及びその適切な住民等への周知が重要であることから、適切な事後評価の実施に必要なノウハウ等に関する情報提供については、今後とも適切に取り組み、より一層の理解の促進を図る。

(2) 住民等との連携・協働の促進

まちづくり交付金を活用してまちづくりを実施している地区においては、住民等との協議会、ワークショップ等を通じて、計画作成や事業実施プロセスへの住民参加によりまちづくりの効果を高めている地区が多い。住民参加によりまちづくりを進めることによって、事業が円滑に進捗するだけではなく、住民等のまちづくりに関する発想・発意が実現することにより、まちに対する愛着が生まれ、まちづくり交付金の交付期間終了後も住民主体による施設の管理運営等の取組みが実施されるなどの継続的なまちづくりの効果が期待できることから、今後ともより一層住民との協働を促進していくことが必要である。

住民等との連携・協働のためには、まちづくりに関する計画の内容等について住民等へ十分に周知していくことが基本となることから、その周知については適切な方法を用いて実施すること

が求められる。一部の地区においては、都市再生整備計画や事後評価結果について閲覧のみの公表としていたり、公表期間が短くなっている等、取組みが十分ではない例も見られており、住民等への周知の更なる充実を図ることが必要である。これまでも望ましい公表方法について考え方を示す等取り組んできたところであり、引き続き、住民との連携・協働の基礎となる住民等への周知の一層の充実を図る。

また、住民等との連携・協働について、効果的な成果をあげている事例に関する情報提供を行うとともに、これまでまちづくり交付金によるNPO等が行う事業への支援については市町村を経由した間接交付として行われてきたが、平成20年度のまちづくり交付金の制度改革において、都市再生特別措置法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会を交付対象とすることができるようになったことから、この制度の普及に努め、当該制度の活用を通じた住民等との更なる連携を推進していくことも重要である。

4.2 まちづくり交付金を活用していない市町村への支援の強化

まちづくり交付金は人口規模が比較的小さな市町村、財政力の低い市町村では活用割合が低いが、これらの中小市町村においてもまちづくり交付金へのニーズは高い。これらの中市町村においては、市町村負担分の事業費が用意することができないこと、都市再生整備計画の作成や目標・指標の設定等のまちづくりに関するノウハウが不足していること等の理由により、まちづくり交付金を活用した都市再生を推進することができていない。このようなことから、まちづくり交付金をこれまで活用していない中小市町村が、地域の課題に対応したまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、財政面における支援や、総合的なまちづくりに関する情報提供や研修の充実等まちづくりのノウハウに関する支援の強化を図ることが必要である。

4.3 まちづくり交付金の社会的ニーズに応じた分野への活用

まちづくり交付金により様々な目的に応じた全国の都市再生が効果的に進められてきた実績や、制度の市町村への浸透による活用のノウハウの向上等、都市再生を効果的・効率的に進める手法としてのまちづくり交付金の有用性から、中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり、公共交通と連携したまちづくり、少子高齢化対策等、重点的に推進すべき分野におけるまちづくり交付金の活用がより一層促進されるよう制度の充実を図ることが必要である。

また、これらの社会的なニーズに対応したまちづくりを推進するためには、市町村においてまちづくり部局だけではなく、まちづくり部局と文化、福祉等を担当する部局との府内連携の取組みが重要であり、市町村における適切な府内連携による総合的なまちづくりでのまちづくり交付金の活用の促進を図ることが必要である。